

平成28年第4回長与町議会定例会会議録(第4号)

招集年月日 平成28年12月 6日  
本日の会議 平成28年12月 9日  
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員 3番 安部 都 議員  
5番 饗庭 敦子 議員 6番 安藤 克彦 議員 7番 金子 恵 議員  
8番 分部 和弘 議員 9番 西岡 克之 議員 10番 岩永 政則 議員  
11番 喜々津英世 議員 12番 山口憲一郎 議員 13番 堤 理志 議員  
14番 河野 龍二 議員 15番 吉岡 清彦 議員 16番 竹中 悟 議員  
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 中山 庄治 君 議事課 長 富永 正彦 君  
主 任 山田 傑 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君 副 町 長 鈴木 典秀 君  
教 育 長 勝本 真二 君 総 務 部 長 荒木 重臣 君  
企 画 財 政 部 長 久保平敏弘 君 建 設 産 業 部 長 緒方 哲 君  
住 民 福 祉 部 長 久松 勝 君 教 育 次 長 帯田 由寿 君  
健 康 保 険 部 長 谷本 圭介 君 水 道 局 長 木島 英利 君  
会 計 管 理 者 谷本 清 君 建 設 産 業 部 理 事 松邨 清茂 君  
水 道 局 理 事 吉田 邦彦 君 教 育 委 員 会 理 事 近藤 徳雄 君  
秘 書 広 報 課 長 青田 浩二 君 総 務 課 長 山本 昭彦 君  
契 約 管 財 課 長 井川 勝信 君 地 域 安 全 課 長 山口 功 君  
政 策 企 画 課 長 荒木 隆 君 財 政 課 長 田中 一之 君  
税 務 課 長 荒木 秀一 君 収 納 推 進 課 長 宮崎 伸之 君  
土 木 管 理 課 長 日名子達也 君 産 業 振 興 課 長 中嶋 敏純 君  
福 祉 課 長 森川 寛子 君 こ ど も 政 策 課 長 村田ゆかり 君  
住 民 環 境 課 長 栗山 浩二 君 健 康 保 険 課 長 志田 純子 君  
介 護 保 険 課 長 辻田 正行 君 下 水 道 課 長 濱 伸二 君  
教 育 総 務 課 長 宮司 裕子 君 生 涯 学 習 課 長 山口 利弘 君  
農 業 委 員 会 事 務 局 長 森 省二 君 情 報 管 理 室 長 江頭 幹夫 君

会議録署名議員

2番 中村 美穂 議員

3番 安部 都 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 15時53分

平成28年第4回長与町議会定例会  
議事日程（第4号）

平成28年12月 9日（金）  
午 前 9時30分開 議

日程	議案番号	件 名	備 考
1	—	一般質問	
2	61	長崎市及び長与町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について	※総文
3	62	長与町定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止する条例	※総文
4	63	長与町農業委員会の委員の定数及び長与町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例	※産厚
5	64	長与町表彰条例の一部を改正する条例	※総文
6	65	長与町職員定数条例の一部を改正する条例	※総文
7	66	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	※総文
8	67	長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	※総文
9	68	町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例	※総文
10	69	長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	※総文
11	70	長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	※総文
12	71	長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	※産厚
13	72	長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例	※総文
14	73	上長与地区公民館の特別施設使用料条例の一部を改正する条例	※総文
15	74	長与町「陶芸の館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	※総文
16	75	長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	※総文
17	76	長与町武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	※総文
18	77	長与町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例	※総文
19	78	長与町海洋スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	※総文
20	79	長与北部地区多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	※総文

※付託された委員会

日程	議案番号	件名	備考
2 1	80	長与町農民健康増進施設上長与体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	※総文
2 2	81	長与町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例	※総文
2 3	82	長与町働く婦人の家条例の一部を改正する条例	※総文
2 4	83	長与町都市公園条例の一部を改正する条例	※産厚
2 5	84	長与町ウォーキングセンター潮井崎交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	※産厚
2 6	85	長与町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	※総文
2 7	86	長与南交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	※総文
2 8	87	長与駅コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	※総文
2 9	88	長与町老人福祉センター「丸田荘」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	※産厚
3 0	89	平成28年度長与町一般会計補正予算(第4号)	※総文
3 1	90	平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	※産厚
3 2	91	平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)	※産厚
3 3	92	平成28年度長与町下水道事業会計補正予算(第1号)	※産厚
3 4	93	長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	※総文
3 5	発委3	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書	—

※付託された委員会

○議長（内村博法議員）

皆さんおはようございます。一般質問に入る前にお手元に配付されました資料につきまして、差し替えの説明の申し出がっておりますので、許可いたします。

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

皆さん、おはようございます。議員の皆様にお配りいたしております議案に誤りがありましたので、まことに申しわけございませんが差し替えをお願いいたします。差し替えをお願いいたしますのは、議案第64号、長与町表彰条例の一部を改正する条例、それと議案第70号、長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。お手数ではございますが、よろしくをお願いいたします。

○議長（内村博法議員）

次に、日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。なお、質問並びに答弁は会議規則第54条第1項の規定を遵守し簡明にお願いします。なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。通告順11、河野龍二議員の①防災行政無線について、②子供医療費の助成制度拡大について、③安全に生活する上での交通環境整備についての質問を同時に許します。14番、河野龍二議員。

○14番（河野龍二議員）

おはようございます。早速ですが、質問をさせていただきます。まずはじめに防災行政無線について質問いたします。防災行政無線をデジタル化にされましたが、少なくとも地域から聞こえなくなった。以前は聞こえていたが、聞き取りづらくなったの声が聞かれています。先日、ほっとミーティングを行われたようですが、この中でも同様の意見が出たと聞いております。以上のような内容から以下の点を質問いたします。1、デジタル化の変更により以前より悪くなったとの要望はどれくらいありましたか。2、聞き取りづらくなった原因はなぜでしょうか。3、どのような対応されていますか。また改善されていますか。4、大村市では、家庭用スピーカーを貸与しています。本町でも取り組むべき課題と思いますが、どうでしょうか。

2つ目に、子供医療費の助成拡大について質問いたします。4月から本町でも子供医療費の助成が小学校卒業まで拡大されましたが、県下では、中学校卒業まで拡大されている自治体が多数あります。当初の提案のときにも推移を見て今後検討したいとの説明を受けましたが、来年度より他の自治体と同じように中学校卒業まで拡大する考えはありませんか。

3つ目に、安全に生活する上での交通環境整備について質問いたします。この質問では、議員は本来、全町的な立場で質問するのが主とされております。今回この質問に当たっては、地域を限定して質問をされております。とりわけ私が住んでる地域に限定されております。そういう意味では大変申し訳ありませんが、実情をよく理解していただき、ぜひ検討していただきたいという思いで質問いたしますので、よろしく願いいた

します。昨年9月に町道の改修を求めた質問の中で、これは私自身ですが、当時の説明では改修が必要な箇所が679路線の約144キロメートルと大規模な改修が必要ながことが明らかになりました。その後、全町的に道路の状況調査を行い、改修に向け整備が整ったと思われております。特に東高田自治会では、道路の状況は劣悪で、靴の底が破損する道路状況にあります。早急な対策が必要であります。また、同時に地域の住民からは県道に合流する際の不便さも要望としてあります。先日、東高田自治会長を含めて地域要望の中に、信号機の設置要望を行いました。いずれも信号機が隣接するために設置不可能との回答を受けました。東高田地域から県道の合流は大変危険で信号機の設置が必要であります。改めて信号機の設置を求め、以下の質問を行います。1、東高田自治会地域の道路改修はいつ頃行う予定ですか。2、道路改修の年次計画は策定できましたでしょうか。3、東高田地域から県道へ合流するための信号機の設置ができないか。以上、質問いたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

改めまして、皆さんおはようございます。今日最初の質問者であります河野龍二議員の質問にお答えをさせていただきます。

1番目1点目のデジタル化への変更により、以前より悪くなったとの要望はどれくらいあったのかというご質問でございます。国の指針に基づきまして町内全域でアナログ式防災行政無線、これをデジタル化ということで、移行する工事を実施しているところであります。設置場所につきましては、音達調査を実施いたしまして、音声の届きにくい場所は増設、重なっている場所は撤去をいたしまして、隣接の防災無線子局のスピーカーでカバー出来るように配置をしまして、場所選定時に自治会長さんや地権者等との立ち会いを行っていただき設置をしているところでございます。防災無線のデジタル運用を9月1日から開始しておりますけれども、以前より聞こえない、または聞き取りにくいとの要望につきましては33箇所の71件でございまして、騒音の苦情が4箇所の4件ございました。

次に2点目のご質問でございます。この聞き取りづらくなった原因は何かというご質問でございますけれども、1つは、運用開始時に住宅地近くのために音量を小さくして開始をしております、そのあとに現地調査を行い音量の調整を実施したことも原因の1つではないかと考えられます。2つ目といたしましては、設置場所の変更をしますけれども、それに伴いまして地形などの原因により、従前と比較をいたしまして聞き取りにくい箇所が発生したのではないかと、それが2点目でございます。設置場所のこの設定基準といたしましては、上空に電線などの障害物がないこと、また地下に配管などの埋設物がない場所、設置後の維持管理を考慮いたしまして、道路沿いや公園などの公共用地を主に設定をして進行しております。なお、従来は山間地帯の私有地に多く設定され

ていましたけれども、私有地の場合は地権者が代替わりをしていくために、将来的な運用を考慮しますと、可能な限り公共用地への移設が適当ではないかと。そのような考え方でっております。

次に3点目のどのような対応をしているか、改善されているかのご質問でございます。要望や苦情があった子局につきましては、早急に現地に参りまして調査を行い、職員または業者で対応しているところであります。対応といたしましては、子局スピーカー音量調整あるいは方向の微調整を行い、場所によってはスピーカー本体の出力、これを増強するための取り替え作業、スピーカー本体の増設などを実施をいたしました。また、防災行政無線と連動をしております防災メールあるいはフリーダイヤルの周知を図り、防災無線子局が設置困難な箇所につきましては、戸別受信機の設置を行っているところでございます。なお、屋外放送は気象条件により影響を受ける場合があります。場所によっては騒音苦情の原因となることもありますので、今後も現地調査を行いながら改善を図ってまいりたいとそうように考えております。

次に4点目のご質問でございます。大村市では家庭用スピーカーを貸与している。本町でも取り組むべき課題と思うがどうかというご質問でございますけれども、大村市は平成26年まで同報系の防災無線がなかったために平成27年度に屋外拡声子局を整備いたしましたして、平成28年度に防災ラジオを全戸に配布をしている状況になっているところでございます。特色としましては、文字から音声に変換した音声合成となっております。電源が一定入っていないラジオ端末でも、防災情報を受信をいたしますと、自動的に起動するとそういう仕組みになっているところでございます。なお生声による放送はできないようであります。また、本町の防災行政無線システムというのは60メガヘルツデジタル同報無線波を使用しておりますして、同周波数に対応した防災ラジオは一般的には販売されておらず、特別に制作したとして試算いたしますとラジオ代で1台1万5,000円ということでございます。全戸配布した場合には2億7,300万円の経費となるところであります。また、全戸配布後の維持管理や住民異動の把握など非常に煩雑さが伴うのではないかと感じております。大村市が使用している280メガヘルツの同報無線波、これはポケットベルの無線波と同様でございますけれども特定の取り扱い業者となっておりますして、維持管理費増額等のリスクも考えられるのではないかと感じております。本町では、近隣市町と比較をいたしまして、人口、面積あたりのスピーカー数の数もこれは多いわけであります。従来の登録制メール配信に加え、SNSやホームページなどの複数メディアも活用しながら防災情報の発信力強化を図っているところでございます。

次に2番目の子供医療費の助成制度拡大についてのご質問でございます。子供医療費につきましては、議員ご案内のとおり今年度より対象を小学生まで拡大したところでございます。4月以降の診療が対象となっておりますけれども、申請期限も長いということから、初年度の経費は本来かかった医療費よりも少ない請求額になることが予想され

ております。また、夏と冬の診療回数も異なることが見込まれますので、まずは1年を通して1人当たりの医療費見込み額をしっかりと見極めてまいりたいとそうように考えております。また、対象年齢拡大につきましては、財政措置だけではなく事務量の増加にもつながってまいります。各種子育て支援施策の優先順位なども含めて総合的に判断をしていきたいとそうように考えております。

次に3番目のご質問でございますけれども、東高田自治会地域の道路改修はいつ頃から行うかということと、道路改修の年次計画は策定できたのかということとはともに関連がございますので、合わせてお答えをしたいと思います。ご質問の道路路面の調査につきましては、現在、現地調査が間もなく終わる、そういうところまで来ております。現地調査をした後は、今年度末までに事業計画を作りまして、来年度から補助事業によりまして年次的に施工するとそのような契約にしております。東高田自治会地域を含めた各地域における施行時期につきましては、これは断言はできませんけれども、ご指摘のとおり道路につきましては今後も、緊急度の高い、そういう箇所から順次補修を行ってまいりたいとそうように考えております。

次に3点目の東高田地域から県道へ合流するための信号機の設置についてのご質問でございますけれども、信号機設置の要望箇所は県道長崎多良見線と町道が交錯する場所となっております。信号機の設置につきましては、警察庁交通局より指針が制定されておまして、必要条件としまして隣接する信号機との距離が原則として150メートル以上離れているということが条件になっております。ご質問の設置要望箇所は150メートル以内に既に東高田バス停前横断歩道に押ボタン式信号機が設定されておりますので、信号機が連立することになりますので、更なる交通渋滞を誘引するのではないかとそういったことが懸念されております。なお、同箇所への安全対策といたしましては、合流地点へ本年度中に停止指導線を引く予定としております。なお、時津警察署交通課との協議の中で、地域住民の総意、こういったものがあれば信号機移設の検討はできるとの見解を伺っております。そういうことですので、今後は地元の動向を見極めながらご判断を尋ねながら要望を検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

それでは、再質問をさせていただきます。防災行政無線については大体理解できましたけれども、最後の4番目の答弁はいろいろ費用もかかるということで、大村市が取り組んでるような状況はできないと、それ以外の対応をしていくというふうな形の答弁でよかったのでしょうか。よかったですか。はい、わかりました。答弁の中で、聞こえない所の子局の貸し出しをされているということ、私も自治会長を経験したときに各自治会長にはその防災無線の子局を貸与していただいたと経緯があるんですけども、これが自治会長以外でどれくらいの台数が今、貸し出しをしているのか、わかれば教えていた



だきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。まず、先ほど言われましたように自治会長の方には50台でございます。それから消防団の方に13台、それから避難所ということで指定避難所26箇所、福祉避難所2箇所、自治会避難所12箇所ございますけど、ここに40台。それからその他の公共施設ということで、浄水場、浄化センターに3台、災害の子局の設置ということで難聴地区ということで39台、災害対策本部ということで18台、合計の163台を現在配置をさせていただいております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

今の説明でいくと現状、自治会長だとか避難場所だとかというところに対しての設置ということで、39地区というふうに言われて、なかなか防災無線が届かないよというところで39地区というふうに言われましたけど、これは戸別の世帯、いわゆる普通の家庭世帯に貸してる物なんですか。39地区と答えましたよね。ここらへんの台数が、ちょっともう1回、その内訳を少し教えていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口地域安定課長。

○地域安全課長（山口功君）

申しわけございません。39世帯です。失礼しました。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

質問の趣旨は、確かに大村市は大々的に貸与をしてる、貸し出しをするということで、私も大村市のほうにちょっと聞いてみると相当な費用がかかると。予定してるのが3万台だということで、あそこが4万2,000ぐらいの世帯数で、3万台と言ったらほとんど全世帯に近い設置をするというそういう。あれは要望があればという形でありますので、私の趣旨は現状全世帯に配付してどうかではなくて、これも聞きづらい、聞こえづらいというところの要望があればもう先ほどもされてますので、39世帯にはですね。そういう対応ができないものか、このところをお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

まず39世帯の難聴地区というところの設定でございますけども、これは音達区域等

も先ほど町長の方から答弁がございましたけども、調査をしながら、どうしても小局のパンザーマストと言いますけども、その区域外にどうしても、例えば離れたところであつたりとか、音達区域からずれるというですね、離れたところになった場合には、どうしても子局が到達しにくいので、そこにつきましては、戸別受信機の配置をさせていただくというふうに考えてます。全体的には、同報無線でカバーをさせていただければと思ってます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

言われてるところはわかるんですね。今の行政無線で届くように対応したいと。ただやはり私も先日、何度か課の方にここが聞こえづらいだとかいう件、先日も電話をいただいて聞こえづらいと。確かにそのときの環境だとか天気次第だとか、そういう状況があると思うんですけども、やはり現状やっぱ聞こえない、聞こえづらい、何を言ったかわからないということで不安を抱えているという意味では、何らかの対応をすべきではないかなと。そのときだけではなくて、やっぱりそのずっとその状況を、特に工事が終わった後こういう声が聞かれますので、そういう聞こえづらいというところには貸与していいのではないかなと思うんですね。今の防災無線で対応するのではなくて。やっぱりそういうところはできないものなのか、ちょっと再度お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

先ほど難聴地区ということでちょっと説明させていただきましたけど、本来は先ほど言われましたように戸別受信機の方の貸出というのは、要望があれば貸し出しをさせていただきたいと思ってます。ただ、これは場所によっては、今回のデジタル化をしております、外部アンテナを設置があつたりとか、また、現地の調査をさせていただいて、それによって、どうしても戸別受信機の設置が必要であるというところについては、対応させていただきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

いやいや聞こえてるじゃないですかとか、調査して十分ですよというふうなそういう対応をされてもまたちょっと困るんですけども。不安を抱えてるわけですよ。先日、この質問の中にも入れました、ほっとミーティングの中で毛屋白津でしたか、ここで防災無線のことがちょっと話題になつてみたいですね、ホームページなんかで見ますと。フリーダイヤルの電話番号を説明されて皆さん知らなかったというふうな形も出たという形でメモをされて帰つたというふうに言われました。そういうのも1つの対応

かなというふうに思うのですが、緊急時にはこの電話回線というのはパンクして連絡がとれなくなるんですよね。電話そのものが掛けられなくなる。繋がらなくなる。不通になるというふうに形で言われてますので、そういう説明もいざ本当に緊急のときには、何の役にも立たないわけですよね。やっぱりそういう不安を抱えている人たちがいるという意味では、1番確実に屋内でもきちっと何を言ったか、何の情報かというのが伝わる対応をすべきではないかというふうに思います。そういう意味では、ぜひ、特に高齢者の方も含めて、やっぱりきちっと情報が伝わるというふうな形をやらないといけないと思うんです。この防災無線の事業も情報の伝達を強化していくというふうな形でやられてるみたいなので、ここの地域はもう絶対聞こえますからあなたには貸し出しませんよというふうな対応ではなくて、やはり聞こえづらい、聞きづらいという状況であれば、私は条件なしに貸し出すというふうな形をとっていただきたいと思います。そういう対応ができないかどうか、再度質問したいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

先ほど議員のお話の中にありましたけども、確かに今、多重放送という形でメール発信だったり、ホームページでの送信であったりとか、いろんなことをあらゆる手段を使いまして、皆さん方に情報を発信するという事で、努力をさせていただきたいと思えます。また、先ほどちょっとお話をいただきましたように、そういう個別の事情等にも考慮しながら判断をさせていただければと思ってます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

ぜひお願いしたいと思います。それでは最後にもう1つ、フリーダイヤルの件ですけども、これは私、9月、10月、11月と広報ながよをちょっと見てみたんですが、このフリーダイヤルが、申し訳ない、どこでも見つけきれませんでした。どこか載ってたんですかね。暮らしの便利帳には載ってました。防災の分で。ホームページもホームページから防災のところに入っていくとフリーダイヤルの案内がありました。これがやっぱりほっとミーティングの中でもわからないと、それは知らなかったというふうな話が出ましたよね。そういう情報が聞こえないときにはすぐここに連絡してくださいというふうな提示をしておくべきではないかなというふうに思うのですが、広報ながよ、載ってましたか、ちょっとそれも含めてそういうことを対応していただけるか、お願いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

広報ながよには6月号に一応掲載させていただきます。また、フリーダイヤルの実績でございますけども、実際、自動応答件数等で570、今まで578人の方がこのフリーダイヤルを活用されております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

6月号はもう半年前ですよ。これは毎掲載しても全然問題ないんじゃないですか。町の情報が聞こえづらかったらここにお電話くださいというふうな形で。ちょっとした枠でも全然構わないと思うんですよ。それによって、今聞こえづらいたとか聞きにくいとか何を言ったかわからないというのが、ここに電話すればというのは少しは解消できると思うんですよ。6月に1掲載せたからもう大丈夫ですよというのはちょっと違うと思うので、そういう対応ができるかどうかというのを今、お伺いしたい。ホームページ上でも、ホームページの最初のホームページのトップの画面にそういうのを載せとくべきじゃないかなというふうに思いますので、この対応ができるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

6月というのは防災特集ということで、今回、大きくそれを大々的載せていただいたということでお話をさせていただきました。今後は、広報誌の関係もでございますので、そこと協議をしながら載せていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員

○14番（河野龍二議員）

ぜひお願いしたいと思います。やはり今でも最近でもちょっと電話がかかったところで、それはもう町の中心に住んでる方から電話がかかって、やっぱりいろんな条件で聞こえないというふうなところがあると思うので、不安を抱えてる人たちがそういう電話してきてますので、ぜひ対応を住民の皆さんが望む対応をしていただきたいと思います。

2つ目の質問に入ります。子供医療費の助成拡大についてですけども、まだ4月から1年間を通して行われてないということで、現状まだ来年の4月からは導入はできないというふうな答弁、これもちょっとなんか非常に、できないというふうな形で言われてなかったので、そういう回答だというふうなみにてよろしいのですか。はい、わかりました。かなりしつこいようですけども、もう既に皆さんもご承知かと思いますが、改めて県下の自治体の状況を述べますと、中学校卒業までされてるのが13市町ですね。佐世保・諫早・島原・平戸・対馬・五島・西海・雲仙・南島原・川棚町・小値賀町・佐々町、波佐見町が予定されてるということで。高校卒業までされてるのが松浦市1つですね。

壱岐市が小学校入学前ですけれども、あと残りの6市町長崎・大村・長与・時津・東彼杵・上五島町が小学校卒業までということで、県下の自治体の中でも中学校卒業までされてる自治体が多数を占めてるわけです。確かに小学校卒業まで拡大されたことで、非常に喜んでる保護者の方もいらっしゃるかもしれませんが、やはりどう考えても中学校卒業までの方が喜ばれる制度だというふうに思います。確かに財源の問題、町が取り組んでいる少子化対策の問題、子育て支援の問題含めていろいろあると思うんですが、これはやっぱりこういう流れだというふうに思いますんで、やらないとは言ってるわけではないと思うんですけれども、早急に取り組むべき課題ではないかというふうに思ってますんで、この3月まで1年間通してやってみるという形ですけれども、これは今の段階から中学校卒業までやりたいという形でそういう前向きな検討ができないものなのか、されてるものなのか、再度そこらへんをお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

経済的支援というところで、子供医療費も本当に重要な政策だというふうに私たちの方も認識をさせていただいております。可能であれば中学生までやっていきたいという思いは、非常に多く持っているところではあるのですが、やはり財源的な問題、あと事務量もかなり増加をしております、他にもやらなければいけないこともたくさんございまして、その優先順位をしたときに、まだ来年の4月というのは他にもっとやらなければいけないところがたくさん見えてきているものですから、来年の4月というのは見送らせていただいているような状況になっています。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

財源の問題、事務量の問題ですけれども、なかなかそこらへんを話するとなかなか要望しづらくなるんですが、ただ、他の自治体はそういう状況においてもやってるわけですよ。それはもうどこも一緒だと思うんですよ。やる姿勢があるかどうかだというふうに問われてると思います。本町も国・県に対する要望の中で、この福祉医療費助成の拡大についてということで、ぜひ国の制度としてやってもらえないだろうかという要望されてますよね。それは、小学校卒業だとか云々別にして、やはり統一した形でやれないかというような形で要望されてます。この件について私も、国は町がせっかくこういう要望してるんで、政府交渉する機会があったので、この問題を取り上げて政府に国に対しても直接要望しました。しかし、残念ながら国はやる気がありません。それこそ財源の問題を棚に上げてできませんと。私、そのときになぜ地方自治体はこういうことを取り組んでるのかと思うのかというふうに質問したら答えいただけませんでした。認識がないですね。これは保護者の声ですよ。子育て世代の声なんですよね。こういうこと

やってほしいと。やっぱり先進地がどんどん増えてくると、じゃあ本町でも取り組まなければならないというのがやっぱりこういう声として、こういう制度が実現したと思うんです。それに応えていかなければならないと思うんですよ、行政はですね。残念ながらまだ長与町は小学校までだということであると、他の町より少しそのサービスが劣ってるというふうになると思いますので、事務量や財源の問題で、平成29年からはなかなかできないというふうに言われましたけども、思いとしては来年度からやっていただきたいというふうな思いを込めて、ぜひ早急にこれを実現させていただきたいという要望も含めて町長の再度その思いといいますか、気持ちを平成29年度じゃなくても早急にとというような形ででも、お願いできないでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

河野議員がおっしゃったことも私もまったく同じです。国の方にも統一要求として上げております。そういった取り組みをしております。その一環として小学生までということで長与町はしております。子育てとか教育というのは、長与町は非常に重点的な問題として掲げておりますけれども、今までも申し上げましたとおりのような支援というのは、いろんな形で町としてもしておりますので、そのあたりの優先順位というのもございまして、そのあたりも一つ一つ見ながら総合的に判断をしていきたいとそうように考えております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

なかなか納得のいく答弁がいただけないので非常に残念ですけども、確かにこれだけが子育て支援ではありません。ただ、こういう県下の状況でも大きく分かると、どうしても良いところ、悪いところが目立ちます。私はできれば1番良い制度にさせていただきたいというふうに思いますけども、やはり多くの皆さんが期待してる中学校卒業までというのは、早急にやるべき課題だということを改めて主張して、次に質問に入らせていただきたいと思います。

3番目ですけども、安全に生活する上での交通環境整備ということで、冒頭登壇したときにも地域に限定して質問してることに大変申し訳ないと思うんですけども、答弁の中身は理解できました。道路改修の年次計画ですが、もうすぐ全ての道路の調査が終わるということで、だいたいこれが年次計画によると平成29年度から改修を始めて、この間いただいた資料で見ますと平成38年、約10年間かけてやるということですね。これも全ての道路の調査が終わらないとわからないことかもしれませんが、おおよそ先ほど言いました679路線、144キロメートルが改修が必要だということで、実際、まだ終わってないというところで答えが出ないのかもしれませんが、この路線から

増えた要素があるものなのか、現状この路線ぐらいだというふうな形でとらえていらっしゃるのか。あと、年次計画では1年間でどれくらいの工事量を計画されようとしてるのか。少しわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えをいたします。路線数につきましては、先ほど議員がおっしゃったとおり調査中でございますので、路線数はほぼ変わらないということで考えております。それで年度別の事業費等につきましては、今144キロで約70億ということでお話をさせていただいておりますが、この70億につきましては、舗装の部分をすべて剥ぎ取って、そして舗装をやりかえるということで、剥ぎ取ってやりかえるということで、当然、平米単価が高いということで計算をさせていただいております。

この調査をいたしまして剥ぎ取るまではないだろうということで、専門的にはオーバーレイと、ちょっと上の部分を削ってそしてオーバーレイをするとそういうふうな施工をいたしますと、当然、平米単価も安くなるだろうというふうに考えております。したがって、その部分を全部調査いたしまして、どちらで行くかということで調査して、それぞれの年度的な事業、先ほど議員もおっしゃったとおり10年計画でいたしておりますので、各年度、割り当てをいたしまして、当然、国庫補助金を入れさせていただきますので、そのへんについては、県・国とも調整を行い、各年度の調整を図っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

この通告書の中で東高田の道路の現状を書いてますけども、まさにこの道路はあそこの住民の皆さんがいろいろ資材、土地を提供し、材料は現物支給だったような話で、この道路を整備していったということで、非常に年数がかかった道路なんですよね。道路自体も狭いですけども。それでもあそこに約500世帯近く、今、個別のアパートも含めてですけども、自治会の人口で900人ぐらいいらっしゃるんですね。非常に便利もいいところではあると思うんですね。駅にも近くて。そういう中で、不便なところであるんですけども、住民の皆さんが住みついているということでは、生活上、非常に便利なところであるということで現状だと思うのですが、道路の方はやはり古い道路ですからもう路面が特に側溝整備が十分じゃなくて、道路の路面を水が流れるということで、舗装した面が全部剥げてきて、靴の底が破けるというのも、もうその中の1番下の砂利が飛び出てきているということで、極端に言えば足つぼのあれがありますよね。あれの上を歩いているような状況なんです。もうちょっと底が薄い靴だと新品でも破けてしまうという状況なんです。それでもやっぱりあそこに住みついて、いろんな意味で町の活

性化にも貢献していただいているということでは、ぜひこういう不便な状況を理解していただいて早急な対応をしていただきたいと思います。そういう部分では、ここらも全町的に優先順位があるとそこらへんも十分理解しますので、当然、お金のかかることですから十分そういう対応もされて、道路の整備についてはあたっていただきたいというふうに思います。もうこれはこれで以上をしたいと思います。

あと信号機の問題で質問させていただきます。信号機ですけども、東高田町営住宅から下りてきたところの東高田のバス停があるところの県道に入る道路ですけども、左折は、皆さんもご承知のとおりスムーズに行く場合があるんですよ。ただ右折については、通勤ラッシュ時はなかなか出れないということで、いつでしたか今年の夏でしたか、右折が原因だったのかどうかかわからないですけども、結局あそこで事故が起こって長崎市内まで大渋滞になるというふうな経緯があったんですよ。やはり信号機が隣接してるという意味では、確かにちょっと先に行けば信号機があるんですけども、この150メートル以上というのはあくまでも原則で、場合によってはそういう対応できる場所はたくさんあると思うんです。町内見ても、例えば、榎の鼻の交差点と下高田の踏切の信号、横断歩道の信号、あそこ押しボタンの信号機があると思うんですけども、あそこは150メートル以内だと思うんですね。そんな離れてない。西彼杵地域内見ても時津町の浜田交差点というんですかね、井手本交差点というんですかね、十八銀行があるところの交差点、あそこも隣接してあるということで、だから状況状況に応じて信号機の設置がされてると思うんですよ。ですから、単純にこの150メートル以内だからできませんという形ではなくて、ではどうしたらできるのかと、先ほど移設の問題も地域住民の合意があればとありましたけども、これは地域でも取り組んだんですよ。信号が移設できないかという話するとやはりどうしても信号機に近い人たちは嫌だと言うんですね。これはもうしょうがないと思うんですよ。じゃあもう2つつけてもらうしかないという形で、地域でもそういう対応されてますので、これはぜひそういう形で、再度、県・警察なりに要望できないものなのか。原則がそうだからつけられないというのはないと思うんです。あちこちの信号機の状況見ても。改めてこの150メートル以内だからだめだったということだけでの設置が不可になったものなのか。再度、そこらへんをお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。まず、この150メートルという設定、指針でございますけども、警察庁交通局長より各都道府県の警察署の方に信号機設置の指針ということで通達が来ております。その中の信号機の設置の条件というのがございまして、信号機設置のための必要条件ということになりますけども、その中に、原文のまま読ませていただきますと、「隣接する信号機との距離が原則として150メー



トル以上離れること。ただし、信号機等を誤認するおそれがなく交通の円滑に支障を及ぼさないと認める場合にはこの限りではない。」要するに150メートル以内であっても、例えば先ほどもちょっとお話がありましたように、信号機とも連動したことによって誤認をする、そういう場合には困難ですよということで、というふうに理解しております。確かに先ほど言われました下高田とか時津の交差点のところには、150メートル以内でございますけども、この場合には、信号機が連動してなくて誤認をする恐れがないというふうな1つの判断かなと思ってます。また、もう1つは、先ほど地域住民の総意という形で、やはり先ほどお話ししましたように移設ということをごを可能ということでございます。ただし、時津署管内では、今までに信号機の移設というのはあっておりませんということも、時津警察署との協議の中ではお話を聞いております。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

了解しました。ただやっぱり質問の趣旨としては、できないという形だけで対応するのではなくて、どうしたらできるかというところをやっぱり行政も一緒に含めて検討していただきたいと、先ほどの言われたその連動しない、こっちが赤で向こうが青になっている、青だから赤でも進んでいくというふうな危険性があるというふうな話だと思っておりますけども、そういうところでは対応してるわけですよ、いろんなところで。渋滞の問題も確かにありますけども、やっぱり逆に事故を起こすことが渋滞につながりかねないわけですから、こういうところは、ぜひ、どのようにしたらできるかというところをぜひ再度お願いしたいというふうに。特に、私本当に事実かなと思ったんですけども、県のホームページで調べてみましたが、県下の新設の信号機の台数が平成27年度の実績で、県下ですよ、13台なんです、新設が。そもそも信号機を設置する予算そのものが少ないのではないかなと思うんですよ。こういう部分も含めて、やはり地域ではこういう要望があると信号機の設定予算も含めて、十分に調査をされて、ぜひ信号機の設定につながるように。実は、もう1つ信号機を要望してるんですけども、そこは歩行者数が少ないから利用者数が少ないからということで、だめだというふうな回答をもらってるんです。私、この利用者数、きちっとカウントしたのかなと。そういうのは全然見えなくて、単なるそういう理由だけで設置しないという形の回答が来ますので。では、この場所をどうしたらできるかというところをぜひ対応していただきたい。そういう検討をしていただきたいと思います。お答えいただけますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

私たちが県警なり、まず時津署の交通課を通じまして要望をさせていただいておりま

す。27年度は先ほど県内で13機ということを言われましたけど、そのうちの2機は長与町でございまして、長与町はどちらかといいますと採択をされてる町ではないかなと考えております。なおかつ、ここの歩行者の利用等につきましても、時津警察署交通課の方が現地ですべて確認をしてるということで、そういうことも私たちの方にも、協議の中で確認をさせていただいておりますので、今後とも先ほど議員さんがおっしゃいますように、まず、交通安全が第一でございますので、そういうふうな要望を含めながら、現地調査を行いながら検討をさせていただければと思います。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

なかなか厳しい部分もあるかもしれませんが、やはり地域の要望に応えるというのが行政の1つの仕事だと思うんですよ。できません、やれませんかというふうな形ではなくて、どうしたらできるのかと、県もどうしたらやっぱりつけてくれるのかというところのやっぱりそういう対応を求めているというふうに思いますので、長与町が2機、13機のうち2機設置されました。もっと増えれば、もっと増えるわけですよ。そういう発想に立っていただいて、信号機をもっと増やしてくれと、こんな要望があるのだということをごんごん上げていただけてほしいと。歩行者、利用者数もカウントしたと思いますけども、私は24時間あそこにいるような状況は考えられませんし、1番利用者数が多い時だけカウントされたのかなというふうに思いますけども、単なるそういう数値でできないというような形ではなくて、いかに住民の皆さんが安全に生活できるかというふうな立場に立って、こういう問題を解決していただきたいということを要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で10時35分まで休憩いたします。

（休憩 10時20分～10時35分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。通告順12、安藤克彦議員の

①学校給食の運営についての質問を許します。6番、安藤克彦議員。

○6番（安藤克彦議員）

こんにちは。それでは、早速質問に入らせていただきたいと思います。私は今回1点のみということで、学校給食の運営について質問をさせていただきます。学校給食は学校給食法に掲げる「適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること」をはじめとする7つの目標を達成するために実施されております。そのためには行政・学校現場・保護者・子どもたち等、給食に関わる全ての人々が高い目的意識を持って取り組まなければならないものと考えております。今回の質問では、学校給食を給食提供前の給食費徴収管理・食材調達・調理の場面に絞って以下のとおり質問をいたします。1つ目としま

して、給食費の徴収状況と未納対策についてお伺いいたします。2つ目に、平成28年6月17日に文部科学省から県教育委員会に出されました「学校現場における業務の適正化に向けて」これは通知文なんですけれども、これを町は把握しているのかお伺いいたします。3番目に2番目に示しました数値を町がもし把握しているのなら、「学校給食費など学校徴収金会計業務の負担から教員を解放する」という点についての町の今後の取り組みをお伺いいたします。4番目に学校給食費の公会計化への考えをお伺いいたします。5番目に食材の高騰、また、今回延期されておりますけれども、今後予定されております消費税増税に対する対応についての考えをお伺いいたします。6番目に現在の調理場施設内の環境についてどのように考えているのかお伺いいたします。7番目に調理員の待遇改善について検討を求める声を多くお聞きします。町はこのことについてどのように考えているのかお伺いいたします。以上よろしくお伺いいたします。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

改めましておはようございます。安藤議員のご質問にお答えいたします。1番目の1点目のご質問ですが、平成28年度の給食費は小学校4,000円、中学校4,600円となっています。本年度の徴収状況は、平成28年6月30日現在99.7%徴収済みであり、未収額が120件で、1件当たり4,220円となっています。ただし、月遅れでの入金もあることから、あくまでも調査時点での途中経過としての数値となります。また、平成27年度の未収額が23万2,427円、26年度末の未収額が12万7,240円と年度によるばらつきがあるものの、徴収率が100%でないことは課題であると捉えております。また、未納の対策については、児童手当から直接、給食費分に充当できる手続きについての周知を図り、そのことにより滞納額の減少が一定進んだものと認識しております。併せて、家庭の経済的事情により納付が難しい方については、学校から就学援助制度等の活用についても説明をさせていただくなどの対応を行っております。今後も未納者の状況を把握するとともに、適切な働きかけを継続してまいりたいと考えております。2点目のご質問についてですが、「学校現場における業務の適正化に向けて」が文部科学省から県の教育委員会に対して通知されていることは承知してるところです。この通知は、文部科学省内のワーキンググループ、タスクフォースの検討結果を受け、今後、文部科学省として学校現場における業務の適正化に向けた支援に取り組むことを示したものと理解しております。またこの通知は、中央教育審議会の答申を受け、現在文部科学省が推進しようとしている「次世代の学校・地域」創生プラン、いわゆる「馳プラン」と軌を一にするものと捉えることもでき、法令の改正等を含め、その動静について注視していく必要があると認識しているところでございます。3点目の質問です。先ほどお話ししたタスクフォースの報告書の中では、国レベルの取組として、学校給食費の会計業務の実証研究、先進事例の収集発信、ガイドラインの検討などが示され

ています。併せて、業務改善のために学校事務の共同実施の推進が有効であるとの前提に立ち、教職員と事務職員の役割分担を図った上で学校事務の共同実施を行うための組織を法律上明確化し、学校における事務機能の強化促進に取り組むこととされています。これらのことから、今後も国や県の動向を注視しつつ本町において最適な対応を検討してまいりたいと考えております。4つ目のご質問でございます。給食費の会計につきましては、一般会計等で予算化される公会計方式と学校長等の責任によって管理する私会計方式の2つの方式があります。どちらを採用するかは判断は市町村に委ねられております。長与町の場合、私会計方式を採用し、学校現場で行うことにより管理が確実にでき、また保護者との連携が密なための確に回収できるというメリットが挙げられる一方、デメリットとしては、給食費の徴収・管理を学校で行うことで、学校事務の負担となることや未納者に対する督促業務の負担が大きいことが挙げられます。現在、徴収につきましては、保護者の通帳から引き落としをお願いしており、未納者に対しては児童手当から徴収するなど教職員の負担を最小限にするよう配慮しており、現在のところ公会計へ変更することは考えておりません。5点目の質問でございますが、給食費については、例年3月の学校給食運営委員会において審議し、回数や金額を決定いたしております。食材の高騰につきましては、多様なメニューの中でできるだけ安価で栄養価が高い食材を工夫して使用するなど対応しております。しかしながら、消費税が増税された場合につきましては、給食の質の維持を確保する観点から値上げの方向で対応させていただきたいと考えております。6点目の質問でございます。長与町内の単独調理場は4校、共同調理場が1校設置であり、52名の職員が調理等に従事しております。調理場につきましては、午前中に調理を行い、午後から清掃の業務を行っております。児童生徒が安全に給食を食べられるように、異物混入などの防止に細心の注意を払い、日頃より施設管理を行い不備が生じないように心がけております。また、長与小学校以外の施設は老朽化しており、調理器具等の交換時期を迎えておりますので、年次的に計画を立てて交換を行っていく予定であります。7点目の質問でございます。調理員につきましては、現在管理公社へ委託をお願いしており、調理員の待遇につきましては、昨年度、調理員の給料を月額平均3,990円昇給していただいております。今年度につきましても同様の昇給をしていただくよう、管理公社の方へお願いをしております。今後とも調理員の処遇改善へ努めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

それでは、再質問に移らせていただきますけれども、まず理解をちょっと深めたいと思います。ちょっと少し述べさせていただきたいと思いますが、学校給食の給食費につきましては学校給食法の11条2項に示されておまして、設備運営に要する経費以外の経費は、設備運営に要する経費以外の経費ということはいわゆる食材費ということだ

すね。このことは議会の中でもそのように答弁されてきました。いわゆる食材費は保護者の負担ということが理解することができます。先ほど説明がありましたけれども、小学校で1カ月あたり4,000円、中学校で4,600円の金額を保護者の方が負担しております。先ほども説明ありました、当然これ全て私会計ということで処理されてきております。まず平成24年の3月議会で私同様の質問を取り上げさせていただきました。その際には、あの時の状況から若干変化が起こっております。まず文部科学省が当時は私会計で問題ないというふうにならずと突っぱねてきていたのですけれども、今回2番目の項目で示しております県教委に通知されました通知文の中にタスクフォースの説明があったんですけれども、その中に学校給食等の学校徴収金会計業務を学校の教員ではなく、学校を設置する地方自治体が自らの業務として行うための環境整備を促進していくと。いわゆる公会計の意向をもうここで謳ってるわけですね。学校を設置する自治体が自らの業務として行うように転換をしてきたということですが、総務省は、それ以前から給食費を私会計として扱うことには問題があるというふうに示してきておりました。いわゆる国の中でも文科省と総務省の考え方の違いがあったということで各地方自治体の方では私会計でも問題ないということで進めてきたわけですが、全国的に見ましても、やはり問題点が多いということで、これを公会計に進める自治体が増えている。群馬県におきましては全ての自治体が公会計に移行しております。これは県の指導とか推進しまして、平成19年に県が通知を出しまして、平成20年度からだったと思いますけれども全ての学校が公会計に移行しております。また、多いところでは北海道、これは自治体数がかかなり多いんですけれども、ここでも80の自治体が既に公会計に移行している。ニュースでもここ近年起きてますけれども、大きな自治体、横浜市や福岡市、それ以外でも、ちょっとこの全国の自治体でどれだけ公会計に移行しているっていう数字ははっきりとした文科省から出されてないんですけれども、だいたい3割程度から4割程度っていう数字の自治体が公会計に移行されてきているという現状があります。それを踏まえまして、私は今の私会計にかなり問題があるというふうに前回から質問をしてきたんですけれども、あの時は町長は今の町長ではなく前町長でした。教育長も代わっておりますので、また、周りの状況、国の状況も変わってきたということで、今回改めて質問をさせていただきたいと思います。それでまず私会計ですので、給食費、当然会計のいわゆる債権者というのがいると思うんですけれども、この私会計という給食費の債権者は一体誰になるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

どなたが債権者になるかということでございますので、各小・中学校の校長が債権者という形になろうかと思えます。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

そうだと思うんですね。それでは今、徴収をいろいろ行っている、徴収率のお話がありましたけれども、前回質問した時とちょっと回答の仕方が変わってきてまして、今回は今年度の途中までの収納率を示されております。27年度の収納率というんですか、徴収率ですかね。前回、お聞きした時には99.6%という数字をいただいたんですけども、27年度の数字を教えてくださいませんか。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

平成27年度は99.85%となっております。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

前回よりも若干上がってるということですね。前は99.4%だったんですかね、で99.85%ということですが、今度、給食会計における総額ですよ。前は1億8,000万程度だったと思うんですけども、今の現状、あんまり変わらないのか、若干児童数、生徒数が減っているの、少なくなってるかと思うんですけども、その総額を教えてください。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

平成27年度の数字なんですが、1億5,043万1,600円となっております。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

それでは1億5,000万円の金額を今私会計で扱ってるということですね。長与町内で1億5,000万の会計というところどこに該当するかわかりませんが、特別会計で駐車場会計よりも、もうはるかに多い会計、金額ですよ。この監査とかチェック体制ですね。お金の、いわゆる使われ方をチェックするのは、一般会計ですと私、監査委員をさせていただいておりますので、毎月毎月伝票から全てチェックをさせていただいております。いろいろ報告を受けておりますけれども、この給食会計について私自身も議会もタッチすることができません。ですので、こういった形で監査、チェック体制が行われているのか伺いたします。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

あくまでも私会計でございますので、校長たちが債務者となって徴収をしておりますので、PTAの方で監査等が入ってるというふうには認識しております。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

頻度はどのくらいでしょうか。監査頻度ですね。お尋ねします。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

最終的には年度末での監査だというふうにお話を聞いております。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

多分そうじゃないかなと。教育委員会が年度途中に何かしらこれについて関わることはないんですかね。もし何か不正が起こった場合、間違った場合、年度途中で気づくことができないのか。年度末ということは1年間の全てが、1億5,000万が1人の校長が預かってるわけじゃないと思いますけれども、共同調理場が1億ちょっとですか。あとは4校でそれぞれあると思うんですけども、その多大な金額をいわゆる1年間誰も途中で見ることがないのか。そこを教育委員会が何かしら関わっていないのか、そこをお尋ねします。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

あくまでも私会計で私どもが直接その中身をチェックするとかということは、行っておりません。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

というのが私会計の問題なんですよ。それだけのお金を扱っているのに私会計だから入ることができないというふうなご回答だったと思います。それでは、ちょっとさらに行きたいんですけども、今出てきた分は、集まったお金だけ、ちょっと説明しますと監査を毎年、年度末に行っている。確かに私もちょっと調べましたところ、私が資料を入手したのは共同調理場の会計決算報告書を手に入れました。その中には共同調理場に給食費を払っている4校のPTAの方が出られて監査をされている。ですけれども、これがいわゆる監査の方、これ以前の議会の時も申し上げたんですけども、入ってきた

お金がいくらですよ、出したお金がいくらですよ。それしか明示されてないわけですね。いわゆる未収金がいくらでしたよ、あるいは未収金は過去にもずっと積んでると思うんです。その金額がいくらですよ、一般会計とか公会計でいえば不納欠損という考え方がありますけれども、その徴収できませんでした、徴収できないからもうこれは、いわゆる切ります、そういったのも示されておられません。いわゆる保護者に対する説明責任がどこまでなされているのかというのが疑問なんですよ。保護者というのは確かにもう自分が払ってしまえばあまり興味がない部分であるんですけれども、これだけのお金を扱っているのに、そしていわゆる取り残しというんですか、それがいくらあるのかというの、実際、ではこれを町教委として把握をしているのか。単年度だけじゃなくて。多分年間、前回の議会答弁では年間だいたい100万円程度というお話がありました、取り残しが。それがずっと毎年毎年積んでいくと、相当な額だと思うんですよ。それを町は把握されてますか。

○議長（内村博法議員）

宮地教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

学校監査というのが年に1回あっておりまして、その時に資料として頂いております。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

それではお尋ねしますけれども、過去分ですね。一体いくらになるのか。給食費のいわゆる未収金ですね。お尋ねいたします。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

平成23年度からの分なんです、204万7,394円となっております。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

平成23年度以前の分についてはどういう処理でしょうか。どうなっているのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

22年度以前の分につきましては把握しておりません。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。



○6番（安藤克彦議員）

というふうに、町長、ちょっといいですか。このような状況なんですよ。じゃ、それ以前の金額っていうのは、金額は把握してないかもしれないんですけども、どう対応されてるんですか。どうしてるんですか。これ私会計ですので水道の会計と同じで時効が2年ですよ。消してしまってるんですかね。その判断をと誰がしてるんですかね。お尋ねします。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

おっしゃるとおり私会計ですので2年ですけども、それを私どもがどこまでやるかっていうのは私どもに権限がございませんので、それを請求するとか、私どもがすることじゃないんですけども、お聞きしたことで校長が卒業されてもそちらの方に請求書をお送りしたりとか、お電話を差し上げたりしてるということをお聞きしております。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

次長が今おっしゃったとおり、私会計だから踏み込めないわけですよ、そこまで。踏み込めないように私会計にもうされて、私会計にしてしまっていると言うか、公会計にすればそういったことも踏み込んでいけるのに、踏み込めるといふか当然それはもう、町がするんですけども、私会計なので踏み込めないって回答しか出ないわけですよ。もうブラックボックスなんです、実際そこは学校の会計、学校の校長しか知らないというふうな答弁しかできないと思います。で、私もさらに調べて、これを、共同調理場の今度、監査の時の資料をちょっと入手しました。ここの共同調理場の時の監査の資料に、確かに共同調理場の監査をされる保護者の方には一応未収金を示してるんですよ。ですが、過去4年度分までしか示さないわけですよ。示してないわけですね。過去4年分しか示していない。で、それをさらにここをずっと資料見ますと、確かに過去の過去分の集金した分も現年度に給食費として入れてるわけですけども、次長はそういうふうにおっしゃったんですけども、じゃ実際にその4年度分以前から収入があつてるといふと1円も上がっていません。ということは、いわゆる多分、もうあくまで想像の範囲でしかないですけども、過去4年分以前はもう多分校長先生も見てないと思うんですよ。校長先生も当然異動して来られるわけで、自分の年度は頑張るかもしれない、自分の直近の年度は頑張るかもしれないけれども、そういうふうに、この資料自体がそういうふうな作りになってますので、以前の分については、がんばらないという言い方おかしいですけども、徴収努力をしないかもしれないし、実際にその金額がもういくらあるかすらわからないわけですよ。わからない状況になってるんです。今まで給食は、長与町が給食始めて何年経つか私はそこまで調べてませんけれども、その過去のお

金というのはどこに行ったのか。どこに行ったのかって校長先生が着服してるとは思いません。きっと徴収しないでもう消えてしまってるんです。自動消滅になってると思うんですよ。新しく来た校長先生も何十年前の給食費を徴収しようとは思わないと思います。もう1つ問題点があるんですけども。この給食費を徴収する時には保護者に対しては、当然、保護者は自分の子どもの給食費を払ってるわけですよ。でも、実際に年間100万円程度の給食費の未収金があるということは、その未収金の分を他の保護者が補てんしてるわけですよ。当然、食材が全額徴収できれば、給食も質が高いものを与えられるでしょうけども、前回の一般質問の時に前の教育長がおっしゃったんですけども、栄養士さんが頑張ってるケーキの厚さの話がされたんですよ。頑張る必要がないことなんです、本来は。きちっとした当たり前の金額を徴収して、当たり前の金額、予算がしっかり立て、予算をしっかりと使うことができればそういった頑張りは必要ない、子どもたちにもっと質の高い給食を食べさせることができるわけですよ。100万円ぐらいというと、大体1回の給食が大体、1回の給食が全部で調理食材費が大体100万円ぐらいだと認識しているんですけども、いわゆる約1回分の給食を作る食材費は、未納の人の分を全て納めた人達で負担し合っているということなんですけども、これは保護者にはこういったこと説明はされてませんよね。保護者は知らないですよ。ちょっとそこのところ見解をお伺いします。教育委員会お願いします。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

議員おっしゃるとおり、そういう形のものを保護者の方に説明をしてるということは聞いておりません。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

先ほどからいろいろ縷々申し上げておりますけれども、そういった保護者に対して説明が全くできていないと。私会計であるがための不透明さ、これを公会計にすることによって改善することができるわけですよ。では、もう少しちょっと突っ込んでお伺いしますけれども、会計上の不正や、もし誤りがあった場合、これは公的保障というのは受けられるのでしょうか。お伺いいたします。一般会計からの補てんとかそういう意味です、お尋ねします。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

あくまでもその事故等があった場合は、当事者間での解決になろうかと思えます。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

では、ちょっとしつこいようですが、もう1つ、同じように会計上の不正や誤りがあった場合、原因者、いわゆる不正を行ったものに対して補償のための強制力のある措置とか、あるいは処分が法令上可能なのでしょうか、お伺いします。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

正直申し上げて民法上どういう形で訴訟を起こせばいいのかというのはちょっと把握しておりませんが、やはり何らかその不正があって損害を受ければ、それに対しての請求というのは可能ではないかと考えております。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

これも、実は長崎市で、教育長はご存知かと思うんですけども、長崎市で校長がいわゆる給食費を搾取して、これを処分する時に、長崎市でしたので長崎市教委と長崎県教委が揉めたわけですね。どっちが処分をするのかと。私会計だから長崎市が処分するのが当然だというのが確か長崎県の県教委の考え方だと思うんですけども、でも任命権者は県だからというのが長崎市教委の見解だったと思うんですよ。そうしているうちに校長は退職をしてしまいました。満額の退職金を手にしたわけですね。こういった私会計に、莫大な金額を私会計にしていることで、こういった困ったこととか、納得いかないようなことがまかり通ってしまう世の中なんですよ。さらにお伺いしますが、当然お金を扱う上で長与町には財務規則というのがあります、厳しいですよ。この会計の中で何かそれぞれ、あるいは校長会とかで何か規則か何か持ってるんでしょうか。お伺いします。

○議長（内村博法議員）

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

規則自体、全体を縛るような形での規則というのではないように思います。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

規則というのは町が決めるとか、教育長がとか言われたんですけど、ルールとかそういったのがあるのか、ルールですね。理事も町内で校長されておりましたのでお分かりと思いますが、何かルールとかそういったのがあるのですか。

○議長（内村博法議員）

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

ルールというよりも実際に行っている時には、人様のお金を預かってそれを適正に支出するというような、暗黙のルールではないですけども、そういう公務員としての信用失墜がないようにというような立場での仕事をしていたということです。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

タスクフォースの先ほどの通知の中にもあるんですけども、これはちょっと理事とも話をしたことがあるんですけども、献身的教育像を前提としたものに今頼り切ってるわけですよね。個人の善意あるいは公務員としての資質、そういったことでしか対応していない、ルールすらない、会計の、お金の扱い方にですね。1年間お金を結局、校長なり何なりが握ってしまって、よそから監査をすることも見ることもできない、見ていない、実際。私も小学校の教員をしましたので、教員も私会計というお金を扱うわけですよね。教材費とかそういったのを扱いますけれども。事細かくきちっとして学期ごとに帳簿を提出しないといけないわけですね。それを管理職からチェックを受けるわけですよ。そういったことをして、その金額というのはそんな大きな金額ではないですよ。10万円とか20万円とか、せいぜいそのぐらいだと思います。億を超える金額、各校では数千万円程度だと思うんですけども、その金額に対しても見ることもできないとか、そういったチェック機能が働かない。これは何かあった時に問題だと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今縷々、ご質問があつてるわけですけど。公会計、私会計、それぞれの地域でそれぞれのこの方法でやっておられるわけですよね。で、それはその地域に合った形で、皆さん方、その方法を選んでおられると思うんです。だから、もしその私会計の中でいろいろ問題があつたと、あるというようなことが今まであれば、恐らくそれは噴出してきて問題化なってるだろうと思うんですけども、今そういったものが聞こえてきてるかという、そうじゃないんですよ。その中でやっておられると思うんですけども、私会計は私会計なりに、まだ、今議員おっしゃる問題でもあろうかと思ひます。そういった面では、そういった話し合いを持つという場を設けることは、今後必要なのかなど。そういったご意見も聞くこと、そしてまたこちらの方からも何かそういったことが言えるようであれば言う。ただし、これ私会計ですから、今長与町やっていますのは。だから、当然それが主体となるわけですので、そのあたりは、もしそういったものが、そういったことができるようであれば、そういったものもしていいんじゃないかなという

気がします。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

今の答弁が前町長と全く同じような感じの答弁でした。問題があるならばするとか、問題が起こったらするじゃないと思うんですよ。今これだけ言ってることでも問題じゃないんですかね。いかがですか。1億5,000万円のお金を扱ってるんですよ。問題が起こってからじゃ遅くないですか。だから今、全国的に公会計進んできてるんでしょう。認識がちょっと、私はあまりにも軽いんじゃないかなと思います。ではもう1回町長に聞きますけども、そう言って徴収しきらなかった子の分を徴収した家庭から支払うという、これ自体も問題じゃないですか。これ今まで起こってきたことで、今まではそういうふうな慣例的に行ってきた誰もチェックをしなかった、誰も文句を言う人もいなかった。金額的に、諫早とかでは徴収金額が下がったので問題になったんですよ。徴収方法を改めたっていう経緯がありました。これが問題になりだしてからでは遅いんじゃないですか。今の時点でも私は問題だと思いますよ。自分の子のために払った給食費が別の子の給食費に行ってるわけですよ。これを町が公会計化することによって、徴収した方はしっかりと徴収した分、支払った方はちゃんと自分の子どもたちに払った分だけきちっといただける、払わなかった子の分は町がそれぞれ予算立ての中で手当てをするわけですね。当然、後日、徴収はしないとイケないでしょう。校長先生も徴収の専門員ではないわけですよ。きちとしたスキルをお持ちでないわけですよ。町には徴収専門員ですね、収納推進課ですか。徴収、収納推進、スペシャリストがいっぱいいるじゃないですか。公会計することによって、当然町の役割というのはちょっと増えますよ、仕事量も。でも、町全体として考えた時、昨日から出てましたよね、教員の負担を軽減しようって。校長先生達の負担を軽減しようって。そういった考えが出てるときに、町の全体の仕事量としてはどちらが効率的で、保護者にとってもいい、子どもにとってもいい状況なんじゃないでしょうか。もう一度答弁、そもそも公会計、これは教育委員会というよりも町長が判断すべきことですね、答弁が町長からではなく、最初教育長から言いましたので、改めて町長にお伺いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、私会計として今までずっとやってきまして成熟をしておると思うんですよ。例えば今、その負担という問題が出ておりますけども、例えば水道料金とか下水道料金もあります。それが100%徴収できるかというところでもないですよ。だから、その中でやはり、私会計は私会計の中としてやってきておって、そして成熟期を迎えているわけですので、その中でやはりいろんな形で、まだまだ整備すべきところがあったら

整備してもらおうと。そしてそれができなかつたならば、それこそ公会計というようなことになるんじゃないだろうかというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

整備できてないから公会計に移ってるんじゃないですか。整備するというのはもう今の時代、公会計なんです。水道会計はきちっと不納欠損を出す時もきちっと議会に諮ってるんですよ。監査を受けてるんですよ。きちっとした形で町長も判子押しますよね、不納欠損の時には。きちっとした形で出来てるんですよ。私会計だからできないって、できていないって、分からなくなっているって、極端な話ですよ、過去の分を校長先生が徴収して、この帳簿上に見えない分を徴収して着服してももう今誰も分からない状況になってるんですよ。ですよ。だって、どこにも見えないんですよ、誰にも見えない状況にしてしまってるんですよ。だから問題だって言ってるのに問題が起こってからしましょう。成熟している、成熟してるじゃないでしょう。問題を今までずっと棚上げしてきたと、それは文科省も悪いと思います。棚上げをするような文科省の考え方があったからです。でも文科省も考え方を変えてきたわけじゃないですか。だから文科省が整備するまで、文科省が法整備をするまで、文科省がきちっとするまで頑張り、何とか今の耐え抜くではなくて、公会計にするってそんなに転換するっていうのはどこでもしてることなんです。多少投資がかかると思います。人的整備もかかると思いますが、先ほど申し上げた町全体としての仕事量としては、絶対に公会計にした方が減るんですよ。教員の負担も減るんですよ、校長の負担も減るんですよ。校長先生、教育長もね、理事も校長されてたから分かると思いますが、長与の校長先生、教頭先生すごく忙しいんですよ。行事にかり出され、地域と連携とかおっしゃってるので仕方ない部分はあるんですけども、地域行事にかり出され、給食費なんか集めてる暇があったら、もっと子どもと接する時間を与えてやりたいんですよ。なのに、問題がないから。問題はあるんです。今のままで問題が起こってないから。問題も起こってるんですよ。現に保護者にきちっと説明、これつかないじゃないですか。だから公会計にしましょうって。いいですよ、29年度からの公会計は私は求めてません。でも1年間考えて30年度からできるようにしましょうってならないですか。もう公会計がスタンダードとなってきてるんですよ。ふるさと納税の時もそうでしたよね。かたくなに、寄附にお礼はそぐわない、なじまない。その言葉でずっと私蹴られてきました。何回も何回もやりました。でも見てください、今。周りの市町村がやり出したから、長与町も乗ってきたじゃないですか。時津町があれだけ上げたから、長与町も同じようにやってるじゃないですか。タイミングがずれたので結果は出てきていません。長与町も。入ってきてますよ、頂いてますよ、寄附していただいているのは有難いですが、乗り遅れてしまってるんですよ。そうやって、先延ばし、先延ばし、先延ばし、いいんですか、それで。それが町長の目

指す町なんですか。再度答弁をお願いします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今日この話、私実は初めてこういった話を聞いております。今、議員がおっしゃったことについて、私自身はもう少し研究してみたいと思っております。今まで言ったことについて、私よりも教育委員会の方が今まで事を踏まえて分かっておりますので、それについて、もう少し教育委員会の方から話をさせていただきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

教育委員会を責めるわけじゃないですけども、教育委員会もすごく苦しいと立場だと思うんですね。知りたくても、その私会計っていう壁に阻まれて、どこまで要求できるのかとか、どこまで首をつつ込めるのかとか、当然学校との連携が密だと思うんですけども、公的にできることには限りがあるんですよ、教育委員会も。ですので、これはしっかりとシステムを構築していただいて、私は公会計に移行することを望んでおりますし、そうなることを期待しております。ちょっとこの件で、時間をもっと早く終わらせたかったですけどですね。食材費の高騰に関しましての対応をお伺いしました。この件につきましては、致し方ない部分もあると思いますし、地元の食材を利用するか、そういったことでやっぱり金額的にも上がってしまう部分があるんじゃないかと思いますが、値上げというのはできれば避けていただきたいというのもやっぱり保護者としての願いであります。これは他市町で取り組んだことでちょっと参考になるかなと思うんですけども、ちょっと私も言いにくい部分があるんですけども、いわゆる今は米飯とパンの給食を両方併用されて、米飯が週に3回、パンが週に2回ですかね、私米飯とパンの単価を見せていただきましたけれども、かなりパンの単価が米飯の2倍ぐらいあるんですかね。ですので、米飯給食の回数を週4にしろとは言いませんけども、これも諫早で行われていたんですけども月に1回増やしたり、月に2回増やしたり、ちょっと米飯の回数をそういったことも、ちょっとパンの会社が町内業者の方を利用されているということもあるかと思いますが、ちょっと小麦の高騰でパンがかなりの単価をウエイト占めていますので、そういった検討もできないのか、あるいはされてきたのか、ちょっとそこのところ1点お伺いします。

○議長（内村博法議員）

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

先ほど教育長の答弁の中にもありましたように、3月までの間に次年度の給食に関する運営委員会を開いて、回数であるとか給食費の金額ということで検討してまいります。

今議員ご指摘のとおり、米飯とパンでは単価に違いがございます。そのことによって、米飯を4回にしてはどうかであるとかということも含めて、昨年度も検討をいたしました。ところが、今度は主食というパンとかご飯に対して、おかずのセッティングであるとか、いろんな献立の工夫というところも出てくるということもございまして、米飯を4、パン食を1というのはちょっと難しいのではないかとということで見合わせた経緯がございます。なおその食材の高騰というのは、もう昨年度からずっとと言われておりまして、その際に給食費を上げてはどうかということも議論いたしました。その中で、やっぱり、当時はさすがにでも消費税が上がるということだったので、毎年毎年給食費が上がるというのは、保護者にとっての負担が大きいということで、給食の食数を、例えば遠足の時に給食が必要ないとかというのを各学校で工夫していただくことで、給食費の値上げに関わらないような形での計画をさせていただいたところです。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

確かに、週4に米飯にしてしまうというのは、私は今のパンの業者のことも考えると問題があるかと思えますけれども、諫早では月に1回米飯を増やしたとか、さらに、どこかの週が4回になったんでしょうけども。そういった形で、値上げを抑えてきたというふうな話を聞いたことありますので、参考にさせていただいて、できるだけ上げてほしくないんですけども、ある程度また質の確保も必要だと思いますので検討いただきたいと思います。それでは、あと1つ調理場の施設内の環境について、この件につきましては長与小以外は老朽化している調理場ということだったんですけども、私も調理場拝見したことございますので分かっております。長崎県教委が示している給食の学校給食の手引という資料があるんですけども、その中に、施設内の調理従業員や食品に関する主な条件として、気温とか湿度とか気流とか炭酸ガスとかというのがあるんですけども、細菌の繁殖のことを考えると気温が25度以上、湿度が80%以上の環境ではこれはもう劣悪になるし、細菌の増殖が増えると。このあたりの基準というんですかね、そういったのが今調理場の中できちっと守られているのか、その点お伺いいたします。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

できるだけ調理場内の温度とか湿度については随時測定をしておりますけれども、基準を超えている場合もあるというふうにお聞きしております。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

これ聞いた話で申しわけないんですけども、共同調理場に今年ですかね、保健所か



らの何か指導があったとお伺いしたんですけれども、実際あってるんでしょうか。お伺いします。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

共同調理場に関わらず、そういうふうに報告は随時上がってきております。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

今回の場内の環境というのは、この調理員のいわゆる働く環境としてどうなのかという点をちょっと挙げたいんですけれども、調理員を募集してもなかなか手がいないということで実際に時給を上げたりとか、お知らせを町報に掲載したりとか、あるいは長与小学校では調理員の確保のために保護者に向けて調理員になりませんかという文書をお配りしたとか、そういったお話をお聞きします。で、調理員が結局、やっぱり環境がちょっとあまりよろしくないようで、調理員の方からお話を聞くと、熱中症で倒れる方もいらっしゃる。今の現在の状況として共同調理場、長与小学校にはエアコンが入っているとお聞きしましたが、共同調理場の中にはエアコンがないと思うんですよね。でも、実際に先ほど言った埃とか粉塵とかが入らないように窓を閉めて作業しなければいけない。夏場ですよ。御飯を炊く時には釜がすごい状態、フライもすごい状態で扇風機もかけてはいけないと。ちょっと今のこの状況、私その場に立ち会ったことないんで、直接その働いてる方からお聞きしたことなんですけれども、その環境としてどうなのかなど。もう1つ言うのは、それに対する対価の賃金としていかなものかなというこの2点について、これから改善の余地はないんですかね、スポットクーラーを入れるっていうのとかが1つの案だと思うんですよね。特にフライの前はたまらないとおっしゃってました。長与小学校ですかね、どこですかね、共同調理場にはスポットクーラーが1台あるけども、動かさないスポットクーラーが1台フライの前にあるけれども、自分のところに向けるじゃなく、そこにいかないといけない、作業ができないというふうなちょっとお話を聞きました。そういった環境面の改善、この環境っていうか、働く人のための環境改善について、町の考え、お伺いします。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

今、ご指摘の分は、共同調理場の方からもいろいろ縷々お聞きしておるんですけども、対応を一遍にできればいいんですけども、先ほどの保健所等の指導もあって、窓を開けて網戸だけにしようとしたんですけども、その網戸の目が大き過ぎるということで、網戸を小さくすると今度は風が入ってこないとかいろんなことがあって、うちの方といた

しましても研究させていただいているんですけども。今、場所的に一遍に全体的な空調システムの改良というのはなかなか難しい面がありますので、少しずつ、箇所的に対応をしていきたいと思っております。それと給与面に関しましても、管理公社理事会等で、またできるだけ最低賃金等も上がったりしておりますので、そういうものも考慮していただくようお願いをしまいたいと思います。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

最低賃金のことが今出ましたけど、私も申し上げようと思ったんですけども、時間がないので割愛したいと思います。それともう1点、ドライシステム、ウェットシステムってありますよね、調理場には。長与小学校は完全なドライシステムに移行したと。ドライシステムっていうのはいわゆる床が綺麗な状態。クロスか何か多分貼るんでしょう。そして、綺麗な、民間でいう食品工場とかは結構床が綺麗な状態。あれが濡らさない状態ですよ、ドライシステム。これはカビの繁殖とか殺菌の繁殖とかがしにくいとか、あと作業員の方がいわゆる重いエプロンをつけなくていいとか、長靴を履かなくていいと。軽装で作業ができるっていう利点があります。逆にウェットシステムというのは長与町では長与小学校以外が全て利用されているんでしょうけども、床に水をばっと、何でも床に流せる状態と言うんでしょうか。ですので、これはウェットシステムとドライシステムは、いわゆる掃除もウェットが大変だと。毎日毎日水を流して床をデッキブラシで擦ってというふうな作業が重労働っていうふうには、これは県の給食マニュアルに書かれてました。今後、どうですかね、ドライシステムへの移行、これはやっぱり設備全体を変えていかないといけないものなんですかね。器具の変更等もあるとお伺いしましたが、いわゆるそのドライシステムに変えることによって湿度がかなり下がると思うんですよ。床が水浸しの状態だと、気温が上がると当然湿度が80%って簡単に越えますよね。ですので、あまりよろしくない環境を少しでも改善していくためには、そういったシステムへの移行というものもあると思うんですけども、調理場の改修等も含めてもう一度、今の件で答弁いただけたらと思います。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

議員おっしゃるとおり、そういう形で全面的な改良ができれば一番いいんでしょうけども、まずは今の従業員の皆様が楽に調理等ができるようにいろんな器具を新しくしたり、そういうものでまずは対応していきたいと思っております。最終的に今の調理場では手狭だとか、そういうものが発生したときには、改良という形で新しくそういうものを考えながら、改良してまいりたいというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

安藤議員。

○6番（安藤克彦議員）

ありがとうございました。最後に、縷々ちょっと私も熱くなって、町長に申しあげてきたんですけども、やはり、問題点がやっぱり今の私会計のままでは多いんじゃないかなと思っております。何せ保護者に対する説明が多分できません、これでは。説明をしなきゃいけない、多分PTA総会とかで説明するんでしょうけど、そのPTA、多分把握できないと思うんですよね。だから、やはり改めていくべきだと思います。あと今、共同調理場関係、あるいはそれぞれに調理場のお話をさせていただきましたが、要望等がやはり上がってきていると思うんですよね。これは当然委託先の公社の問題という部分もあるんですけども、施設の面に関しましてやはり教育委員会が積極的に働いている方の意見を聞いて、限られた予算の中で効率的に優先順位いろいろあると思いますけれども、しっかりとお話を聞いていただいて、できる限り対応していただければと思います。以上、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で13時まで休憩いたします。

（休憩 11時35分～13時00分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第2、議案第61号、長崎市及び長与町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

それでは、議案第61号について質疑をさせていただきます。

今回、連携中枢都市圏形成に関わる連携協約が出されました。議決するのはこの協約に基づくものだと思いますが、この協約内容だけを見ると極端に言えば何をどうするかよく理解ができない状況ですね。それに基づいて第3条関係では別表がつけられて、参考資料もついております。そこで確認したいのは、結果的に参考資料が具体的な部分が数多く載せられていますよね。これに基づいて、今回の協約内容が提案されたというふうな形でとらえてよろしいのでしょうか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

今回、ご提案をしております連携協約でございます。その参考資料といたしまして、別表に係る具体的な現段階で想定している事業、それからこの協約の内容と同時にビジョン会議の方でこの協約が仮に締結された後のビジョンの素案ということで検討してお

りまして、その概要ということでお示しをしております。今回、議決をいただく内容としましては、議案の連携協約、別表も含めた部分でございまして、参考資料とお付けしておりますのは、現段階でこの協議の中で整理をしている具体的な取り組みということになっております。今後、このビジョンにつきましてはパブリックコメントの実施も予定をしておりますし、まだ、ビジョン会議の方も開催が予定されておりますので、変更がある部分もあろうかと思いますが、概ねこういった内容で取り組みを進めていくという協議を行っているというところでございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

参考資料に載ってるのは、今後出されてくる具体的な事業だということですが、別表の3条関係を見るにおいては、参考資料の連携中枢都市形成に関わる連携協約の締結に関する協議についてとなっておりますので、極端に言えば、この参考資料に出てる具体的な事業が協約の中身だというふうにとらえざるを得ないというふうに思います。

そこで、いろいろこの3条関係が具体的な事業になるというふうに思うのですが、これを見るとやはりどうしてもそうなるのかなと思うのですが、連携中枢都市形成ということで、長崎市を中心とした2町の連携中枢都市というふうな形になると。ならざるを得ないという状況があると思うのですが、3条関係を見るとどうしてもやっぱり長崎市だけ中心というか、長崎市だけがやはり主な事業の取り組みが掲げられているというふうにしかとえられないという意味では、今回こういう連携中枢都市形成の協約をすること自体のメリットが、どうも未だにないような気がするのですが、その点については、何か我々に明らかにしていくといえますか、そういう部分がこの段階であれば少し教えていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

この連携中枢都市圏の構成、圏域構成のスキームといたしまして、今回であれば20万人以上の中核市を中心として、市が圏域の経済成長の牽引をしていくという責務を負うということで、6月に長崎市が中心都市宣言を行ったところでございます。

別表の中で大きく3つに分けてございますが、1番目の圏域全体の経済成長の牽引に関する取り組み、それから2番目の高次の都市機能の集積・強化に関する取り組み、これにつきましては、長崎市が主体的に事業を取り組むということで、それによって圏域全体に恩恵をもたらすということになっております。メリットとしましては、地域社会が持続していくという中では、住民が地域に留まって、何らかの経済活動を行うことが必要であると。住民が留まるためには地域での雇用ですとか、資金循環、こういったものが不可欠ということでございます。そうした中で、本町における長崎市への通勤・通

学者の割合が57%に及ぶということで、先ほど申し上げましたように長崎市が経済成長の牽引、都市機能の集積・強化に係る取り組みを行うことで、圏域として活力がある経済・生活圏が形成されれば、本町の住民の皆様にとっても十分メリットがあるものと考えております。

一方で行政としても住民サービスの水準の維持向上のための体制整備が必要ということで、もちろん町としましての総合戦略や総合計画に基づく取り組みを基礎としつつも医療ですとか、福祉、災害対策、交通などの分野で、これを補完するために1市2町で取り組んだ方が広域での取り組みによる住民サービス水準の向上が期待できるとともに、スケールメリットによる効果によって効率的な行政運営ができるのではないかとというふうに考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

3回目になりますので、今、この連携協約のメリット部分をそういう長崎市のいろいろな事業によって本町においても、人口の増だとかそういうところが、雇用の増も見込まれるというふうな形で説明がいただきましたが、これまでもそういう状況で長与町は、町として、極端に言えば発展してきたところだと思うのですよね。何らそこにこの連携協約を結ぶ必要性はなかったわけですよね。これまでも長崎市がいろいろな事業をする中で、それにおいて長与町に移り住んでいただくという状況もあったので、協約を結ぶ必要性が1つまだやっぱり理解できない部分と、それと協約の中の第4条では、費用の分担という部分がありますね。これも極端に言えば、長崎市がいろいろな事業をする場合、おのずと町の負担だとかそういう部分も出てくるのではないかと懸念もありますので。例えば、今回この連携協約を結ばなかったデメリットは、どういう問題が出てくるのか。この逆の意味で、そういう形でお伺いしたいと思います。ですから4条の問題と、今度は連携協約を結ばないというふうな形になった場合のデメリットの部分を教えてくださいと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

議員ご指摘のとおり現在も、例えば自治法に基づく共同処理制度ということで消防・救急の業務ですとか、一部事務組合等もございます。そうした形で連携した取り組みを行っているところでございます。

この連携中枢都市圏につきましては、そうした単に事務の効率性だけを優先させるものではないかと、先ほども申し上げましたとおり圏域において活力ある社会経済を維持するために形成をするものというふうに位置づけられております。また、例えば一部事務組合のように別の組織を作らない。より簡素で効率的な相互協力の取り組みで

あるということも位置づけられているというところでございます。

そして4条の件です。費用負担でございますが、現在の取り組みでもございます。火葬場の設置・運営ですね。これについては覚書によりまして費用負担を取り決めております。同様にこの4条に基づいてこれから取り組む中で費用負担が出てくるものにつきましては、事務委託等の規約ですとか、民法上の請負契約または関係条例などによって、その負担額というものを定めていくことになろうかと思えます。

デメリットといたしましては、国が今想定している61の区域で、こうした連携中枢の取り組みというものが進められてきております。その中で現在16の圏域において、この連携中枢都市圏が形成をされているところでございますが、ここ連携中枢都市圏を形成した団体については、交付税の措置であったり、その他、財政措置、こうしたものもあるということで、そうした有利な制度を活用しながら効果的に取り組むことができると。一方で連携協約が結んでない団体については、こうした財源措置・財政措置もございませんので、できればこうした財政措置も活用しながら効果的に取り組んでいきたいということでございます。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

今、詳しく質問があり、また説明がありました。細かいことですが、結局これからの医療関係のこれも入っていますよね。そうした時に救急体制とともに、また、道路関係というのが関連が出てくるわけですが、今までもよく言われていた百合野のところの打坂の関係、あれと百合野病院と救急病院との関係があるわけですが、細かく言えばそういうものまで出てくるのではないかと思っております。先々ですね。それに対してどういう形で向こう側と対応して、先々、解決に向かっていく気があるのか。そういう点についてちょっと具体的にはなりませんけれども、よろしく願いいたします。

○議長（内村博法議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

ちょっと個別具体的なお話になりそうなのですが、先ほど課長から大まかな説明がございまして、地域の経済成長の牽引とそれと高次の都市機能の集積・強化については、専ら長崎市が主体的に実施をするという説明をいたしました。3つ目の観点として、圏域全体の生活関連機能サービスの向上という分野がございまして、これは、従前からの定住自立圏で検討してまいった事業を踏襲して、ここにそのまま載せております。これについては、先ほどの話と関連がございまして、すでに1市2町でそれなりに取り組まれているものを後追いという形で、協約に盛り込んだという部分もございまして。そういう中において、例えば地域公共交通であったり、あと道路交通そういったものも分野も

しくは取り組みとして想定をされております。ご指摘のような打坂の長年の課題となっているようなテーマ、そういったものも今後ちゃんとした協約に裏づけされた協議会なり、そういった機会において話をするということも、以前にも増して可能になってくるのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

この連携協約を結ぶことによって、メリットは今、大まかに説明をいただいたんですけども、今後、具体例も書いてはありますけれども、大きく今までと違う、何が違うのかというところを教えてください。

○議長（内村博法議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

これまでとどう違ってくるのかということです。大きな観点でございます。先ほど私申し上げたとおり経済成長の牽引と都市機能の集積・強化、この部分は協約の締結があらうとなかろうと、長崎市は今後推進していこうというような大きなプロジェクトがここに掲載をされております。3つ目の圏域全体の生活関連機能サービスの向上につきましては、先ほど私は従来のやつを後追いという形で掲載しているものがかかなりあると申し上げました。ただそうは言っても、新しい観点のものもやはり含まれております。同じようなご質問なり、ご指摘は先ほど課長が触れました一方で並行して今、進めておりますビジョンの策定、これの各界各層の委員さんからも同じようなご指摘、ご質問等があっておりますけれども、これがゴールではないと出発点であるというところなんです。本当であればもっとたくさん定住自立圏検討の初期の段階では、今20項目程度になってます圏域全体の生活関連機能サービスの向上という部分に60ほど項目がございました。例えば、その中には、子育てでいえば病児保育を広域的にやるとか、あと長崎市が保有しております茂里町のハートセンターなどを広域的に活用するであるとか。もっと野心的なもので言えば、1市2町の電算の基幹システムを統合するとそういったものもございましたが、協議を重ねるにつれまして、実現可能性であるとかリアリティーというところで、1つ落ち、2つ落ちという形で、現在こういう形になっておりますが、将来的にはこれを出発点といたしまして、より広く、より深くという観点は常に念頭に置きながら協議を進めてまいります。ですので、これがすべてではなくて、これを基本として、より効果的なもしくは効率的な連携ができないかということも今後、検討していくということを申し上げておきたいと思っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

**○5番（饗庭敦子議員）**

大きな違いとして、これをするによって、何が長与町にとって変わるのかなというのをお聞きしたかったんですが、理論は先ほども説明を聞いたので重々承知してます。3回しかできないので、もう1点、28年度から実施ですよ。とこう線を引いてありますよね。具体的な取り組みのところに後追いで連携協約を結ぶというところで、28年度に行うものは協約を結んでないけど、行ってるものも含めているのか、この28年度、残されたあと3カ月ちょっとに行うのか。何か後追いというところがよく意味がわからなかったなので、教えてください。

**○議長（内村博法議員）**

荒木政策企画課長。

**○政策企画課長（荒木隆君）**

まず2点目のご質問の28年度から取り組んでるような実施年度の記載、こちらにつきましては、まず1つは以前から連携した取り組みを行っているものがございます。一方では今準備段階でございまして、連携協約それからビジョンの策定が整えば、具体的に今年度中に取り組みを一部でも進めていきたいというものもございます。そうしたものを合わせて28年度からというふうに記載をしているというところでございます。

**○議長（内村博法議員）**

久保平企画財政部長。

**○企画財政部長（久保平敏弘君）**

1点目のご質問でございますが、直接的に町にとってのメリット、財政的なメリットというものをお示したのが参考資料の1ページでございます。長崎市と長与町・時津町を比較しました財政措置の概要でございます。これを見ますと長崎市に手厚くて、長与町には大したことはないというような印象をお受けになるかもしれませんが、例えば長崎市に普通交付税1億6,500万円が想定されておりますが、これは長崎市がそれを1人占めするということではなくて、実は総務省から発出された文書がございまして、ちょっとそのまま読まさせていただきますが、なお連携中枢都市の取り組みに対する普通交付税措置については、ここで言うところの1億6,500万円ですが、圏域全体のために連携中枢都市が実施する取り組みに対する財政措置であることに特にご留意くださいということで、長崎市だけで使うのではないんですよ。圏域全体に配慮しながらこれは使ってくださいということを国がきっちり釘を刺しているということがございます。それがもう1つ直接的な財政的なメリットです。それともう1つ、これまで地方創生の各種の交付金で、本町は非常に苦労したということもご報告申し上げました。それは、交付金が採択されるかどうかの判断材料として事業の先駆性というのが重視されると。その先駆性という中に地域間連携というものが非常に重要視されております。加速化交付金などの県内の事例を見ますと、大半が地域間連携がなされた産業分野、観光であったり農水産業であったりというようなものです。ですので、今後もそういった形



での国の資金を効果的に活用しようとした場合は、やはりこの連携中枢都市圏を締結しているかどうか。圏域を形成してきているかどうかというのが大きな判断の分かれ目になるのではないかというふうに考えてるところです。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

ちょっとなかなか理解が難しいところでございますので、具体的なところで、1点だけちょっとお聞きしたいところが、具体的な例の11ページの例えばなので、②介護のところで高齢者ケアに係る研修会の実施というのは、29年度から締結してからしましょうということだと思うんですね。ただ、それを例に挙げると今やってるのと、この締結してからやることっていうののどんなふうになるのか。そこがメリットになってくるのかなと思うんですね。だからなかなか結ぶ意味というものが見えにくいのでお尋ねしてるのですけれども、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

介護の部分で、介護の圏域で介護サービスを提供する事業所等を支援するということですが、今、想定している具体的な取り組みといたしましては、圏域内の事業所を対象に高齢者ケア向上のための研修会、これを1市2町で共同で実施するということで質の向上を図るという取り組みを想定してます。これにより、よりよいサービスの提供が期待できるということと、情報の共有化を図ることで各事業者間の連携強化が図られるのではないかとこのように期待をしているところでございます。

○議長（内村博法議員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第61号は、総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第61号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第62号、長与町定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第62号は、総務文教常任委員会に付託いたします。お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託いたしました議案第62号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月19日までに審査終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第62号は、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第63号、長与町農業委員会の委員の定数及び長与町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

岩永議員。

○10番(岩永政則議員)

質問をさせていただきますが、今回の改正につきましては、長年の農業委員会法にかかる改正というのは、あまりなかったわけでございます。今回は大がかりな改正だろうと思うんですね。特に委員につきましては公選制と選任制がありまして、今までは。この公選制は選管が業務を行ってきたということになるわけです。今回は、推薦とか公募とかそういうものによって町長が、議会の議決を経て任命をするという任命制に変わったわけですね。そういう制度改革であるわけでございますけれども、この推薦とか公募とか、そういう形が根底にあるわけですが、どういう形でこれが進められていこうとするのか、そのあたりの基本的な考え方につきまして質問させていただきます。

○議長(内村博法議員)

森農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長(森省二君)

お答えいたしますが、農業委員会といたしましては今回の定数の条例ということで、人数の農業委員の12名とあと最適化推進委員の8名という人数の定数条例をあげておりまして、あと選任、農業委員のこれからの募集、先々の農業委員の任命、議会等の決議ですか、そういうのを得るのは町長部局となりますものですから、農業委員会サイドでそれをお答えするのが妥当なのかなと私は思っております。定数等については農業委員会の方でお知らせすることはできますけれども、町長が任命するということになっておりますので、農業委員会サイドで町長部局の中に入って私が答弁するということはちょっとおかしいかなと思っております。以上です。

○議長(内村博法議員)

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

答弁が農業委員会ではおかしいんじゃないかと言いながら、農業委員会の局長が答弁をされたわけでございます。これは議事録に残るわけですね。そういう私的な考え方が知りませんがそれは別として公募があるわけですね。応募ですね。自分もしたいという応募制が今回基本になっているわけです。そういう場合に定数12で、定数が決まるわけですので推薦も出てまいります。いろんな分野から。そうした場合に、定数がオーバーしたときにどういう形で調整をして、誰が所管をして、それで町長が提案をしていくのか。そのあたりはどのようになっていくのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

今のご質問のオーバーした場合には、審査委員会を設けてそこで判断していかなくてはいけないと思っておりますけど、この問題に関しましては事務をどこでしょうかという問題もございまして、農業委員会でやるか、町部局でやるか、全国いろんなところどちらもございまして、そのへんはまた今から検討していきたいと思っております。募集も含めてそのように考えております。

○議長（内村博法議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

農業委員会が町長部局とは執行機関別でございますので、ちょうど分かれた時の初代が私でございました、局長が。農業委員会と農林水産所管の町長部局のこれともう全く別になったわけで、所管事務につきましても分かれておりますね。したがって、農業委員会につきましては、この農業委員にかかわる権限というのはないというふうに私は思います。従来は先ほど申しましたように、選管が公制でやってきたわけですので、その点は、十分、農業委員会の権限がないものを農業委員会にさせるとか、あるいはいろいろ調べてみますと市町村によって違うようでございますね。しかし、うちの場合は長年こうして執行機関を別にしてしているわけですので、その点、今、荒木部長が言われるように、まだ、はっきりしていないというような状況があるようですので、その点は基本はやっぱり忘れずに基本は基本として、そつのないようにしてもらいたいなと経験上からも感じておりますので、十分お考えをいただきたいと思うのですが、もう1回ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

先ほども申しましたように、いろいろ近隣とかあたってみまして、長与町でどういったのが適切であるか話し合いながらやっていきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第63号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。お諮りします。ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第63号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって議案第63号は、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたします。

次に、日程第5、議案第64号、長与町表彰条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

この条例に関してちょっと質問をさせていただきます。第9条の自治会長、学校長及び各種機関の長を執行機関の長に改める。となっているのですが、このように変更した理由と執行機関の長というのはどなたを指されるのかという点と、もう一つ、第11条の町民感情にそぐわない者というのはどんな方になるのか。元々は何か、禁錮以上なんか課せられたものとか具体的に書いてあったものが、ちょっとよくわからないような表現に変わった理由とどのような方を指すのか教えてください。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

9条の自治会長、学校長及び各種機関の長から執行機関の長に代わったということですが、これは執行機関の長というのが、例えば自治会を所管する課、それと学校関係の所管をする課、それぞれの課長ということになります。この改正を行いましたのが、自治会の役員を表彰の推薦と例えばする場合に、今までは総務課の方で自治会長の方をお願いをしてあげさせていただいておりました。そうすると総務課の方では自治会を担当しておりませんので、その辺の内容がよくわかりません。そういうこともあって、内容がよくわかっている所管の課から具申をして、所管の課で一旦取りまとめをしていただいて、総務課の方に上げていただくということで、この改正を行っております。

次に11条の欠格事項の件を改正するということですが、そぐわないという点でございますが、今まで欠格事項ということで各戸籍を持っている市町村の方に欠格事項があるかどうかの確認をしておりました。表彰を具申をしてくる自治会長、それと所管の課

から上がってくるんですけど、その欠格事項がある方をあがってくることは、まずありませんでした。そういうことで欠格事項までを調べることはないだろうということでこの規定を外しまして、もし上がってきた場合にそぐわないという判断をできる人であれば表彰から外していこうということで、この改正をさせていただくということになっております。以上です。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

執行機関の長となりますと、それぞれの課長ということで理解をしたいと思うんですけども、その場合には、自治会長から推薦があってその自治会を担当してる課の課長が推薦するみたいなるのが1点と、その欠格事項のところの説明でいらっしやらないと思うのだけれども、これを入れるというのは何か理由があるのですか。表彰をしたいということで、推薦をされるわけですからそれなりの功績がある方を推薦されると思うんです。そこにこの欠格事項というのがちょっと何て言うのですかね。いらっしやらないのであればいらないのではないかなと思うのですけれども、そのあたりを再度お願いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

まず具申の件ですけど、具申の方は所管をする課が取りまとめをするという形で、具申自体は自治会の役員であれば自治会長が具申を所管の課にさせていただくという形になります。

そしてあと欠格事項の件ですが、例えば自治会長、例えば事例を挙げますけど、自治会長が具申をしました。でも自治会長さんが知らない、知らなかったこともあるかと思えます。そこで表彰審査会委員会が審査をしまして、ということもありませんし、ゼロではないということも踏まえまして、この規定を入れさせていただいております。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第64号は、総務文教常任委員会に付託いたします。お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第64号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって議案第64号は、12月19日までに審査を終了す

るよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第65号、長与町職員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

ではちょっと2、3点挙げながら質問いたします。今現在いろんな形で行財政改革というのを謳って、町長もそういう言葉で言ってるわけですが、また特に機械化とかコンピュータ化とかあるいは委託化としながら今までも少数精鋭でやってきたというのが、前の葉山さんも言っておりましたし、今までも来ていたのではないかと思います。そういう中で、これから約11名ですかね、増員になるという形ですが、どういふところにこれだけの人数が必要になってきたのか。ちょっと私も不審に思っているわけですが、その点の1点目がそういう理由ですね。それと金額がどれぐらい年間予算が必要なのか。また、財源ですね、どういう形でそれを捻出するのか。今、再雇用というんですか、再任用というんですか、何かそういう制度があります。そういうのも廃止して、これをやっていくのか。そういうのを残しながらこれを取り入れようとしているのか。ちょっとそこのところ不透明ですので、それでまた今、再任用が何名いて金額が総額いくらになっているのか。ちょっとそういうところを総論的な総論的なことをちょっとお聞きいたします。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

お答えいたします。まず、ここに書いてありますとおり町長事務部局に9名と、あと教育委員会に2名の増ということしております。一応、この数字は定員管理診断表等も勘案しまして出しております。この診断表によりますと類似団体との比較等を出しておりますけど、こちらの方で出された定数の方が255人ということで出ております。これだけ増やすことはないと思います。例えば民生、福祉関係で考えますと類似団体には保育所等もいっぱい持っているところもありまして、保育士がたくさんいるところもありますので、そういうことも勘案しまして、当町に合った人数の設定ということで考えております。

あとこの診断表と別に時間外、それと年休の取得率というのが、結構、職員の方に負担をかけてる状態であります。こちらを考えますとこれぐらいの人数の設定となるということで、今回の定数の条例の改正ということで上げさせていただいております。それと再任用ですが、再任用に関しましては、今までどおり再任用の制度を取り入れていきたいと。大体この再任用制度、再任用の数といたしましては、ここ10年で考えますと10人から15人ぐらいの推移でいくかと思っております。ただ、この中には定数に含まれな

い短時間の再任用者もおりますので、そのへんも考えまして今回の条例改正ということになっております。予算ですが、今職員の平均、共済費も含めまして700万。この定数といいましても11人丸々増やすわけでもございません。あと状況見ながらその定数の範囲内で、定員の方を管理をしていきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

再任用の金額もちょっと聞いたんですが、それがありませんので。ということは、どの部門でどれだけというのが、まだ、はっきり出てないということですか。何かその診断によって出たから安易にするような、はっきりとした自分たちの内部の計画によって、この部門がこれだけの不足があるからこれだけアップしなければいけない。人数をアップしなきゃならないとかいうのはないみたいで、何か診断、どこがしたのか知りませんが、当初言いましたように少数精鋭でやっていくのが、これからのいろんな企業においてもそれだけやってるわけだから。率先して自治体も今までやってきたわけだから、やる必要があると私は思っているわけですが、具体的にどの部門で、どれとか、そういうのがもう出てるわけですか。それと先ほどの再任用で、何名いて、今いくらの人件費が上がっている。これからすると700万で11名というのは、7,000万ぐらいに結構なるわけですよ。はっきり言って。そういう点のいろんな比較していくと大変な出費ではないかと思うわけですが、どの部門でどれだけ、今、確実に必要なのかというのをちょっと再度お聞きいたします。

○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

今回、240名をお願いするわけでございますけど、現在229名でございます。実員228だったのですが、今現在は、2人途中で辞めたものですから226名、職員の状態を見ますと常に残業をしてるか、月90時間から100時間、かなり職員も疲労が進んでおりまして、休みもとれない状態でございます。長与町はそれこそ少数精鋭ということで、ずっとよその町村からもすごいと言われるぐらいでやってきていたのですが、これを言う段階ではないかなと思っております。

職員が健康状態を害する前に何とか措置をしなければいけないということで、今回、定数条例をお願いするものでございます。それから先ほどから診断でございますが、実際には40名ぐらい足りない状態でございます。計算上は、他、私がもうよその他の自治体と比べましても本当少ないものですから、うちの部で申しますと、福祉部関係あるいは総務部関係、1番残業が多く、それから休みもとれてない。その部門を考えた時に11名あれば、この先いいかなと思って挙げた数字でございます。ただ来年、これを11名上げるというわけではございません。来年は、今年と同じぐらいの人数でまだ考え

ております。これは枠でございますので、この中で今から長与町がやっていこうということ考えておりますので、どうかご理解をいただきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

私も今ちょっと診断で、今その人数が出たということなのですが。私ども議会も法定でいきますと大体26なんです。ですから10名減っているんですね。私ども身を切ってこういうことをやってる。しかし、今、回答されましたように職員の体まで壊してやっぱりそれは減らすということは、減らすのではなくて、増やさないといけないということであれば、私ども何も言えなくなるんですね。

前町長は、これは財政健全化のために少数精鋭で、大変頑張ってくられたんですよ。そして、私たちにいつも言うことがもう自慢のように、職員1人当たりの人口に対したら、これは日本でもすごいですよ。それだけ財政健全化をやっぱり目指してやってこられたんですね。今、同僚議員からの質問がありましたけど、実質人件費が実際どれだけかかっているかと、そして今回、11名まるまる出した時に700万という数が出ましたけど、これの正式なある程度具体的な数字をまず聞かせてください。それから私も始め質問しようと思ったのですが、11名だから部局を増やすのかなと思ったんですよ。町長はいろんなことで公言されてましたよね。情報インフラであるとか、もう今どうなったかわからないけど。だから何かの事業を始めるために増やすのかなという1つのあれがあったんですけど、今、話を聞きますと時間外が多いからということみたいですね。ただし、将来的にこの人数を増やすのであれば、当然、そういう事業のことも考えていращやるのではないかと思いますけど、そのへんの町長のご意見も聞きたい。それから先ほど同僚議員からありました再任用の件ですけど、公務員の方は60過ぎてから年金をもらうまで収入がないわけですね。そして今、各種団体に行く場所もない。そういう部分では、私たちはこの形を守ってやらないといけない。そうすると再任用しかないわけですね。だから間違いなくこの再任用を減らすと、そして再任用というのは、多分、最高65ぐらいまでいけるのではないかなと思うんですけど、そのへんの人数の今現在どのような状態になっているのか。そしてその金額が、今、同僚議員も言いましたけど、その金額もある程度知りたい。そして枠を増やすことによって、再任用のその幅が減ることがないのかどうか。とりあえずそれだけ質問いたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

私としましては、少数精鋭でやっていこうというのは全く変わりません。気持ちは。これで240名に上がったとしても少ない人数でやっております。そしてまた、先ほど



言いました、いろんな仕事の方も煩雑化してきますけども、それを機械化して何とかやっていこうということでございます。そういった中で、やはりこのくらい的人数は必要だということですが、これはあくまでも枠ですので、240人という枠があるわけですが、240人いっぱい採るわけではございません。そのところをただ240人までは、一応採れる枠にしておいたら何かそういったものがあつたときには対応できるんじゃないだろうかというようなことでございます。

○議長（内村博法議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

もう1つ、議員ご指摘のとおり再任用職員、以前までは公民館とか外に行つて、一定、嘱託職員等々で頑張つていただいておりますけども、私の年代から大量に退職者が発生しております。どうしても庁舎内で職員、再任用職員として働いていただかないと、公務員には義務づけまではいってませんが、年金を満額支給される65までは我々としても何とか雇用の確保していかなければならないんじゃないか。特に今年の3月に退職した方は2年間、基本部分と言いますか、基礎部分と言いますか、それももらえない。全くの無年金の期間が2年間も出てきます。そういうことも考えますと庁舎内で一定のポジションを与えて、それなりの業務をしていただきたいと思います。そういう関係でも、当然、今の定数ではもう厳しくなつてきております。ただ、一方では、退職がいるから採用控えるということもこれもまたちょっと難しい面もありますので、そのへんは一定調整をしながら町長部局の方に9名、教育委員会部局に2名という想定で11名という形で職員の定数を考えていただきたいと思います。ご提案させていただきます。

○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

再任用のかかる費用でございますが、短期で今、大体、年間280万ぐらいでございます。今からは、再任用も今現在20名ぐらいおりますので、今年度また増えれば、来年度はもう短期・常勤合わせて30名近くぐらいになると思っております。今、希望をとつてる段階でございます。再任用をするからといって新規の採用はしないというわけにはいきませんので、定員管理をきちつと今作つて、それに従いながら考えてやっていこうと思っております。

○議長（内村博法議員）

田中財政課長。

○財務課長（田中一之君）

人件費の部分についてお答えいたします。決算による金額でございますが、議員等報酬、各種委員報酬、あと職員、職員給合わせたところの決算額、ちなみに5年前、平成

23年度の人件費の合計額が17億6,000万円ほどでございました。27年度決算においては15億5,000万ほどの人件費になっております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

僕の1番心配するのは、再任用のことなんです。大体もう2年ぐらいでちょっとお尻を叩かれるような形というのですかね。叩かれるような感じでやられると、私たちが年齢的にもう60越して70近くなるとするんですけどね。まだまだたくさん働かれるし、そしてまた知識も豊富なんです。ですから、これをすることで新人採用を取るということではないんですよ。やはり再雇用の方を大事にしていきたいというのが1つ大きな目的があるんですよ。それで大体普通は、もう65までが今、定年なってるわけですから最低でもそれくらいまで再雇用で、再任用でいけるようなことをすると、やはり当然、結局この新人の枠というのは、ちょっと金額が大き過ぎる。年間約7,000、約1億近くになるわけですから、この金額が大きいなということ。あと枠をとってるんだと。これもちょっと私も解せないのですよね。枠をとっていつでも入れられますような感じにしかとれないのですよね。行政のやり方としてこれが適当なのかと。やっぱり足りない時は足りない。そして今、残業の時間が結局多過ぎて体を壊すから何人というのは、きちっとそれは人事の方で把握しとかなくちゃいけないですね。それに基づいて数字をぽっと入れると。しかし先ほどの説明からいくと、来年からそういうこととするのではなくて枠をとっているんですよ。言い方だからね。それはちょっと余りにもいい加減すぎではないのかなとそういうことを感じますので、これについて町長のご意見を聞かせていただきたい。

○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

枠、すいません、ちょっと言い方悪かったと思うのですが、再任用でも常勤で来ていただくと定数に入ります。その定数をそこに入れるとなかなか新しく新採を入れる場合もそのへんも関係してきます。先ほど65歳とこうあったのですが、実際、今までは、年金をもらうまでのつなぎということで、やってきたものですからそういう考えであったのですが、今現在は、もうずっと延ばしてきて64、65ということで話しております。定員管理でそのへんは先ほど言いましたように、きちっと持っていこうと思っております。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第65号は、総務文教常任委員会に付託いたします。

お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第65号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって議案第65号は、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第66号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第66号は、総務文教常任委員会に付託いたします。お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第66号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月19日までに審査終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第66号は、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたします。

次に、日程第8、議案第67号、長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第67号は、総務文教常任委員会に付託いたします。お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第67号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第67号は、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第68号、町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第68号は、総務文教常任委員会に付託いたします。お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第68号は、会議規

則第46条第1項の規定によって、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって議案第68号は、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第69号、長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第69号は、総務文教常任委員会に付託いたします。お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第69号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって議案第69号は、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第11、議案第70号、長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第70号は、総務文教常任委員会に付託いたします。お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託いたしました議案第70号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

ここで14時20分まで休憩いたします。

(休憩 14時07分～14時20分)

○議長(内村博法議員)

休憩前に引き続いて会議を再開いたします。日程第12、議案第71号、長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第71号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。お諮りします。ただいま産業厚生常任委員会に付託いたしました議案第71号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第71号は、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第13、議案第72号、長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

吉岡議員。

#### ○15番(吉岡清彦議員)

これ見ると72号から88号まで、だいたい似たような内容でございますので、ある程度基本的な、全体的な、ちょっと聞かしてもらいます。あと中身については、また違う項目があったときにはいたしますので、よろしく願いいたします。今度のこれが条例化する理由、改めてお聞きしたいと思っております。この中身の全てにおいて。はっきりと今度は、町内の人たちも1時間当たりいくらか取るようになっておりますので、今までからの係数からして、全体的な収入がどれだけあるのか、個々ではなくてもいいですので、これだけの条例の中で、もしわかっていれば合計でもいいですのでお願いいたします。それとともにこういうことによって、利用者が増えていくのか。あるいは減ってくるのか。ちょっとそういう見解もお願いしたいと思っております。

それとよく見たときに1時間町民100円とか、1時間町民以外がいくらかなっておりますけども、その単位と言いますか、1時間当たりの1人なのか、あるいは1団体なのか、1人で使う場合もあるし、ひょっとしたら1団体が10名で使う場合もありますよね。ただ1団体でも1時間当たり100円なのかとか、そういうところのとらえ方、1時間当たり1名、団体で使って10名、その10倍になるのかとか、そういうののとらえ方ですね、はっきりわかっているのは、お湯のところなんかは1人1回とはっきりわかっていますので、1人というのは、わかるわけですね。他のところは、1時間あたり町民いくらとなっておりますので、そういうところの捉え方ですね。それと町民以外の基準ですね。だからもし団体で行ったときに、僕なら僕がどっかの高田のところにバドミントングループとか行って10名いたとします。そして、長与町内の方が4名、町民以外の方が6名になりますよね。そういうときの捉え方の金額のほう、そういうのがちょっと出てくると思っていますので、そのところ、詳しく住民にわかるような表示の仕方を聞いておきたいと思っておりますので、お願いいたします。

それと、文化ホールについては今度何もありませんけれども、文化ホールの場合は町民・町民以外とか、なっていません。他の全部の施設は、今度はそういうことで表示が

変わりますよね。だから文化ホールは関係ないのか。こういう町民・町民以外はしなくていいのか。一応、総合的なことをよろしく願いいたします。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

今回の使用料の見直しでございますが、基本的な見直しの考えといたしまして、負担の公平性、資源配分の適正化、それと自主財源の確保、この3つを主な考え方として見直しを作らせていただいております。負担の公平性の観点から、施設の維持管理をすべて税金で賄うという形になった場合、利用された方、利用されなかった方にそこに不公平が生じるということも考えております。それと資源配分の適正化でございますが、ある施設等を不用意に、ただだからということで、目いっぱいお借りして、その時間帯を使わなかった場合がございます。そういうことを制限すれば、多くの方が利用できるということも観点に入れております。それと自主財源の確保、いろいろな交付税等もだんだん、だんだん減ってきておりますので、施設の維持管理また補修関係もそういうものに対して、自主財源の確保ということを念頭に置いております。それとご質問の今後、見直しをした場合の使用料の収入がどれぐらいになるかということで、ちょっと計算をさせていただいているんですけども、昨年利用された方たちに対して、そのまま金額をかけておりますので、ちょっと乱暴な計算にはなっているんですけども、やはり1,900万ほどあるように、今みております。ただこれが実際見直しをした場合に、必要な時間帯だけを利用されるようになってまいると思いますので、ここまでは上がってこないというふうに考えております。

それと時間あたりの内容ですけども、1回1人当たりとかという表示をされた分は、おっしゃるとおり1人の単価になりますけども、各施設を占用される時の1時間当たりいくらという計算でございますので、お1人で使用されても100円、10人で利用されても100円という形で考えております。

それと町民の方が団体等で利用される場合、町民という見方、これはどうかということですけども、やはり最低でも6割近くいらっしゃらないと町民の団体とは考えられないと考えております。それと最後の文化ホールですけども、文化ホールにつきましては、今の条例上も町民の方、町外の方という記載がされておりますので、今回は見直しの条例には挙げておりません。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

大体、おおまかなことはわかりました。町民・町民外の、今まで私もいろんなテニスをするときにはテニスコートでそういう問題がよく出てきて、6月でもちょっと言ったことあるんですけども、今この60%という数字をはっきりと言われましたけれども、そ

れの基準というのは何か条例で、もしあがっていけば私の見間違いでありますので、あれですけど、何かそういうとらえ方の60%という基準の何かどこかでそれを挙げているのか。あげていけば、条例の何ページかどこかに総合的にあげてるよというその表示を言ってもらえば、私もわかりますので、ひとつそこよろしく願いいたします。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

6割というふうに申し上げましたのは、議員が言われるような条例、規則等で謳っているものでございませぬ。ただ、長与町の利用される主を長与町としての団体ということ考えた場合、5割5割であればどちらでもとれるとていう形になってまいりますので、客観的に見て長与町の団体ですよということを考えるのであれば、そのやはり半分以上、6割近くの方、6割以上の方がいらっしゃらないと町の団体という形では捉えにくいというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

それはそちら側の言い分であって、だからそれが我々利用者側に知らしめる文書か何か。条例ははっきり出てるからね。何かのそういうトラブルがあったときに、住民の方々にこうやって、町側の最低の基準がこれだけですよという何か文書をつくって知らしめてあげないとひょっとしたらまたトラブルが発生するのではないかと感じております。それとともに、高田の方のふれあいセンターというんですか、あれもこれ入っているのかな。入ってますね。あれとか特に滑石とか赤迫とか向こうの人たちも結構、ひょっとしたら仲間がいて利用してるのではないかと思いますけれども、それからすると人数的にはこの人たちが、多くなるかもわからないし、その団体に。そういう時には、町内の人もだから町外料金になるということですね。そのところその2点、文書化したものを作るべきではないかというのと、今のとらえ方、2つよろしく願いします。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

今回の条例の改正でございますが、今回の12月に条例改正をお願いしたのは、今後、1月・2月・3月、この3カ月間の中に住民の方に知らせるための時間等も取るために、今回12月の提案をさせていただいてるところでございます。今おっしゃるように6割とか何割とかということをお示しするのは、やぶさかではないと思っておりますけれども、やはりこれを決めるのはなぜかということは、町民の方が利用しやすいよということに主にありますので、逆に町外の方にも開放しておりますけれども、町外の方がどんどん利用されて、町民の方が利用はできないということを防ぐためにも、そういう形の縛りを

入れさせていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

私も先ほど同僚議員が言いましたように88号までが使用料の関係なので、基本的なところでお伺いしますと、少し先ほどの質問と重複するところがあるかもしれませんが、我々議員は、議会基本条例の中で、この第9条で、提案される重要な施策、政策、計画等において、審議の中で論点が、争点が明確にできるようにいろんなことを謳っているんですけども、その中で、今回の各種使用料の条例改正というのは、これまで特に長与町の公民館などでは、相当年数、町民の皆さんは無料で使われたという状況である中で、やはり今回の提案というのは非常に大きな政策転換と申しますか、そういうものだというふうに思います。

そこで、先ほど同僚議員からの質問の中で基本的なところが出ましたけども、今回のこの条例改正をするに至った経緯。いわゆる先ほど負担の公平性、資源配分の適正化、財源の確保と言われましたけども、例えば負担の公平性では、どこまで利用がどういう状況にあるのかと。公平性、公平ではないという判断に至った理由ですね。今の状況で公平ではないというふうに至った理由、また資源の配分適正では、一部の人たちが数多く利用しているということで、なかなか使えなかった時間がないということですけども、そういう事例も具体的にどういうものがあるのかですね。あと財源確保ですけども、先ほど言われました1,900万収入が増えるということですが、この1,900万の収入で何を行おうとしているのか。そのへんについてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

そこに至った経緯でございますが、1番最初に申し上げました負担ですね、負担の公平性、やはり皆さん同じ税金を払われて、利用される方、利用されない方、同じ税金を払われるということ自体が負担の公平性が保たれてないというふうに判断をしております。そういうことによつての使用料の見直しということを考えております。それと資源の配分、適正化ですけども、例を挙げてお話をさせていただきますと、ふれあい広場あたりでグラウンドでソフトボールか何かをされるということで、最高3時間、今借りられるようになっているんですけども、行ってみたら誰もいなかったと。自分たちは申し込みをしたのに借りれなかったという話をちょくちょく聞くんですよ。それでどうしてかなということをお聞きすると、余裕を持って2時間あればある程度利用できるけども、ちょっと30分前、終わった後の30分という形で、30分単位での貸し出しができてい



ないものですから、合わせて3時間というような借用をされたりとかですね。そこでちょっとした縛りが出てまいりますと、健全な使用ができて、多くの方にご利用していただけるということを考えております。それと自己財源の確保ということでございますが、今でも使用料というのは、各館の方とかグランドあたりの維持補修、運営費のほうに充当しております。それによっていろんな今の運営をしているわけでございますが、今後またそれである程度、少しでも増えれば税を使わなくても、自分の自前である程度のことのできるということで、何をするまでは決めかねていますが、そういう形で、自主財源を持つということは、町全体の財源に余裕が出てくるということになりますので、多方面に利用ができるというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

今、この議案第72号については、教育次長がお答えされてますけども、実際この88号まではいろんな各所管があるわけですよ。そういう意味では、中心的に取りまとめたのは教育次長なんですか。それとも庁舎内でいろいろ議論をされて、こういうふうな提案したというふうな状況なのか。そこを1点お伺いしたいのと、もう1つは、先ほどの私たちの基本条例の中に、政策を提案するに至っては、町民参加の実施の有無というふうな部分があるんですよ。これこういう形を行う場合に、利用者からいろんな意見をお聞きになったかどうか。そのへんを2つお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

今回、全部で17議案ございます。5つの課が関係しているわけでございますけど、使用料に対する統一的な見解を図るために総務の方で取りまとめをいたしましたので、その経過について私の方から少し説明させていただきたいと思っております。

以前より議員各位からも使用料に関しましては、公平な負担という立場から全体的に使用料の見直しをすべき、あるいは部屋の大きさで一定の基準を設けるべきという意見をいただいたこともございます。今年28年に入りまして、行財政改革の一環といたしまして、本年度は使用料あるいは手数料、補助金の見直しについて検討するように町長の方からも指示を受けております。この間、5月から取り組んでおりますのでこの7カ月の間、担当者間での調整、それから毎月の部長会議の中で協議をいたしまして、最終的に町の政策の決定機関であります政策調整会議の議を経て、今回、議会の議決をお願いするものでございます。

それからこの間、また11月1日開催の行政改革推進委員会におきましても、この点をご報告申し上げ、その中のある委員さんからは、「町民の方から料金を取るということは難しい決断だったと思われませんが、これまで幾度となく頓挫してきた使用料・補助

金の見直しですのでぜひ進めていただきたいと。ただ、そのときに町民の方々に対しては、これをなぜやらなければいけないかという説明、納得のいく形で行わなければいけない」という意見をいただいております。

それから改正した使用料で、増収分になる分につきましては、もちろん利用者がこの老朽化した施設を長く大切に使うていただくための維持管理費、修繕費、あるいは備品の充実等の他、いろんな住民サービスの向上につなげていきたいということで思っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

議員お尋ねの、利用者の方にお聞きしたかということでございますが、お聞きしていません。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

基本的に100円程度がほとんどだと思います。こういうのをいわゆる受益者負担という形で負担するのは、私は可とするかなというふうに思います。その中でちょっと1つ教えていただきたいのが、社会体育等で体育館を使います。そういうときの使用料の徴収方法をどうするのか、前払いなのか、後払いなのか。そういうのが出てくると思うんですね。それとここに掲げてるだけの変更なので、他のところでは、減免措置は依然として生きているというふうに思いますね。それも今までどおり可なのかということ。それと使用料を払わないときの罰則規定というのがあまりないんじゃないのかなというふうに、全体見回してないのでよくわかりません。しかし、罰則規定がどういうふうにお考えなのか。その部分を教えていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

減免関係でございますが、減免は今までどおり従来の減免を適用しておりますので、部活動、小学校スポーツ教室関係に関しては、そういうものは徴収はいたしません。それと使用料の未納による罰則規定でございますが、今の各施設は、前納制になっておりまして、まずお金を頂いてからでないとお貸しできませんというふうになっているので、そういう形のは、ほとんど、テニス関係がちょっと時間があつたら、長く利用されたりとかということで後払いというのはたまにありますけども、基本的には前払いという制度をとらせていただいておりますので、そういう厳罰的な規則は設けておりません。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

すいません。議事運営でちょっとお尋ねしたいのですが、許可いただけますか。

○議長（内村博法議員）

それは内容をちょっと確認したいんですが。

○16番（竹中悟議員）

実は今はこの特定の条例で、結局今、質疑をしてるわけですね。しかしながら皆さんの意見とすれば、もう80号までみんな一緒だから一括していこうということでお話しをされてるんですね。その中で、例えばこの文化ホールは今回この中入ってないですね。だから、こういう分の外されているその理由とか、そういうのがちょっと議案の中では聞けないんです。ですからこの扱いはどうなんでしょうかね。そういうことの、要は議事運営です。

○議長（内村博法議員）

事務局長。

○議会事務局長（中山庄治君）

会議規則によりますと、議題になったものの質疑になっておりますので、それぞれの議題の質疑の中で、それが質問の中で関係するようであつたらいいでしょうけど、ただ、原則は、議題になってるものの質疑でございますので、そこを注意して質疑をしていただければと思います。議題となっていないものは原則できないということでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

ですから要は私が申し上げてる議事運営の中で、今、トータル的な1つ1つ聞くのは大変だからということで、みなさんまとめて聞かれてるんですね。その中でこの町民文化ホールの分が入ってないからなぜかなというちょっと疑問があるのですが、その質疑は許していただけますか。

○議長（内村博法議員）

事務局長。

○議会事務局長（中山庄治君）

文化ホールは議題になっておりませんので、そこは聞きたいことがあれば所管事務調査等をお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第72号は、総務文教常任委員会に付託いたします。お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第72号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第72号は、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程14、議案第73号、上長与地区公民館の特別施設使用料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第73号は、総務文教常任委員会に付託いたします。お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第73号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第73号は、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第15、議案第74号、長与町「陶芸の館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第74号は、総務文教常任委員会に付託いたします。お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第74号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第74号は、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に日程第16、議案第75号、長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第75号は、総務文教常任委員会に付託いたします。お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第75号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月19日までに審査終了するよう期限をつける

ことにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって議案第75号は、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第17、議案第76号、長与町武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第76号は、総務文教常任委員会に付託いたします。お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第76号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって議案第76号は、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第18、議案第77号、長与町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

河野議員。

○14番(河野龍二議員)

先ほどの質疑のときに聞けばよかったです、改めてちょっと疑問に感じたものでお伺いしますが、各学校の体育施設等をいわゆるコミュニティで使用したりだとか、自治会で使用したりするわけですね。特に、他のところでもそうですけども、他の施設でも高田コミュニティは、毎月、ちょっと他の施設ですが、その施設を借りて会議をされているようですけども、こういう場合も使用料が発生するものなんですか。お伺いしたいと思います。

○議長(内村博法議員)

帯田教育次長。

○教育次長(帯田由寿君)

基本的に、先ほども申し上げましたが、今までの減免規定というのは生きていますので、使用料等は発生しないという形で考えております。

○議長(内村博法議員)

河野議員。

○14番(河野龍二議員)

どこまでですか。例えばコミュニティは発生しない、自治会利用も発生しないというふうに考えてよろしいんですか。例えば、うちの自治会なんかも自治会の体育部があり

まして、ここでソフトボールの練習だとかバレーの練習なんかを活用させていただくんですけども、こういう場合も使用料は発生しないというふうに考えていいんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

基本的に自治会でというのは、自治会全体で利用をされるというのであれば、私どもも申請をしていただいて減免をしたいと考えますが、ただ単にバレーボールの練習、町民ソフトボールがあるからそれに伴う練習ということでは、減免にはならないと考えております。まずは、大きなくくり、自治会長会、コミュニティあたりの大きな団体で利用される場合、全体の地区の催し物という形で利用される場合には、減免措置をしていきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

この線引きがよくわからない。自治会の大きな行事の場合は、減免対象になると。単独、単独というのはおかしいですけども、そういう、どうなんでしょうね。そういう利用する人数なのかどうなのか。そのへんがちょっとよくわからないですね。だから自治会でも、自治会行事であるという場合では減免対象になるというふうにとらえて、ただ、そういう自治会行事、コミュニティ行事に参加するための準備ならば費用がかかるというふうな形になるのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

減免ですので、やはり応分の負担を減免というのはやっぱり公平性を欠かないために減免にしなくてはいけないと思っております。だから例を挙げますと、自治会で3世代交流ゲートボール大会とかグランドゴルフ大会とか、自治会全体でそういう行事をやりますよと、ただその単に今度、自治会対抗のバレーボール大会あるから、バレーの練習だよということでの減免はそぐわないと考えております。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となつています議案第77号は、総務文教常任委員会に付託いたします。

お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第77号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって議案第77号は、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第19、議案第78号、長与町海洋スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

使用料の（2）のほうの艇庫ですかね、こちらの方の単位が一艇1か月となっておりますけれども、普通であれば、どういう置き方するのかわかりませんが、どういう方々が置くのかわかりませんが、ヨットハーバーなんか1年とか、何かこうしてるのではないかと思いますけれども、1か月あれば1か月、1か月ずっと更新していくのか。そこのところのこの1か月ということのとらえ方ですね。更新はやっぱりあるのかないのか、それによって事務の煩雑さも出てくると思うし、そこのところの解釈をお願いします。

○議長（内村博法議員）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

議員の質問にお答えします。単位として一艇1か月ということで使用料を設けておりますので、1か月ごとの申請をしていただくということで考えております。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

ということは、僕なら僕がお願いに行って、ずっと置きたいと言ったら、ずっと毎月、毎月更新して、役場に来てやるということですね。1年ではできないわけですか。どうなんですか。簡単に考えれば1年でいいように感じるけども、やっぱり無理なんですか。その方が事務も何か簡単に見えるけども、それこそ事務の煩雑さを省略する意味からもしていいと思うけども、ちょっとそこのところのなぜ1か月なのか。再度お願いします。

○議長（内村博法議員）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

もし1年間継続して預ける場合は、1年間まとめてしていただいて、というようなことで構わないかと思います。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第78号は、総務文教常任委員会に付託いたします。

お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第78号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第78号は、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第20、議案第79号、長与北部地区多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第79号は、総務文教常任委員会に付託いたします。お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第79号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第79号は、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第21、議案第80号、長与町農民健康増進施設上長与体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第80号は、総務文教常任委員会に付託いたします。お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第80号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第80号は、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第22、議案第81号、長与町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第81号は、総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第81号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。ご異議ありませんか。



（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって議案第81号は、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第23、議案第82号、長与町働く婦人の家条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第82号は、総務文教常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第82号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって議案第82号は、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第24、議案第83号、長与町都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

安藤議員。

#### ○6番（安藤克彦議員）

1点、お伺いいたします。別表の第2の4のプールの回数券の問題なんですけれども、今回改正で金額が大体2倍ぐらいになってるんですけれども、従前の回数券の使用に関してはどういった取り扱いをするのか。条例の最後に経過措置というのがあるんですけれども、すいません、ちょっとこれがうまく私も読み込めませんので、説明をいただけたらと思います。

#### ○議長（内村博法議員）

山口生涯学習課長。

#### ○生涯学習課長（山口利弘君）

従前の回数券につきましては、そのまま、その回数券を使用させていただいて構わないということで考えております。

#### ○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第83号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。

お諮りします。ただいま産業厚生委員会に付託しました議案第83号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって議案第83号は、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第20号、議案第84号、長与町ウォーキングセンター潮井崎交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第84号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。

お諮りします。ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第84号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって議案第84号は、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第26、議案第85号、長与町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

吉岡議員。

#### ○15番(吉岡清彦議員)

先ほども個別のところまで入りましたけれども、先ほど、町民・町民外のことでも尋ねてきたわけですが、特にあそこの場合は滑石とか長崎市内に近い方の人たちの交流が結構、住民の方々もあるんじゃないかと思っております。そういったときに仲間づくりで一生懸命やってきて、メンバーがいろんな入れ込みをしながらやってると思えますけれども、今度のこれから見ると60%ですか。団体名でね。ということは、長与の人たちが少ない場合は、長与の人も町民外の料金を払わなければならない。そういうことになってくると思うんですけども、そういうことでいいわけですか。ちょっとそこを再度、尋ねておきます。

#### ○議長(内村博法議員)

山口地域安全課長。

#### ○地域安全課長(山口功君)

ふれあいセンターでございますけれども、ふれあいセンターの使用につきましても、あのような考えで考えております。ただふれあいセンターの実情としましては、27年度実績でございますけれども、町外の方が633件、町内の方が3,995件、体育館の方の町外の方が109件となっております。約14%の方が町外でございますので、ほとんどの方が町内の方が利用されているということです。以上でございます。

#### ○議長(内村博法議員)

他に質疑ありませんか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

ふれあいセンターの料金のところでちょっとお伺いしますが、体育館のステージが、町民で100円、町外が160円というふうになっております。あそこの体育館のステージだけを借りて、何かするというのが非常に考えにくいですね。それで他の所を見ますと、上長与体育館についてはフローアーだけ、あそこステージがあるのかどうかよくわからないですが、あつたような気もするのですが、それについては利用料は発生しないと。各学校の体育館はステージが80円としてるということで、ここだけまらずなぜ100円になのかということですね。これまでもステージだけを利用するという形の利用者があつたものなのかどうなのか。体育館を使用するならばなかなかステージだけ利用するというのは、普通あり得ないというふうに思いますので、これはもう場合によっては、今回なくしてもよかつたのではないかなと思うのですが、そのへん検討されたかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

ただいまのご質問にお答えいたします。まずステージの部分でございますけども、実はこのステージの部分は、これを提案する前にもちょっと内部でも話をしましたが、まずこのステージを残すというのは、ステージだけでもという方も、もし申請があればそれに対応したいというふうに考えていることで、上げさせていただいております。もちろんフローアーでいろんなスポーツ行事をしている間にステージを使うというのはなかなか困難かなということもありますけども、ステージだけお借りしたいという方がいらっしゃる場合も一応、対応ということで考えます。それから町民以外の方で、町民の方100円ということではしておりますけども、これにつきましては、約半分以下で最高100円ということで考えさせていただいております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

1つは、なぜ学校のステージは80円なのか、ちょっとそこらへんがよくわからない。学校のステージは80円。学校の体育館のですね。で、これが100円と。その差は何なのかお伺いしたいのと、先ほどちょっとお伺いしました、これまでにステージだけを利用するという利用者がいたのかどうなのか。お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

とりわけ学校のステージにつきましては、特に町内の方が優先と言ったらおかしいのですが、学校行事だったりとかいろんなことでされるのかなと思います。こちらのふれあいセンターの方につきましては、先ほどから出てますように町外の方も14%ぐらいは入っておられますので、そういう流れでいきますとそこでの金額の差というのはちょっと出ております。それから今まで利用があるかと言いますと、今の手元の資料でちょっとあれなんですけども、ステージだけ利用したというのは、今のところはございません。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

学校施設のステージ部分の80円ですけども、現在、条例上に単価があって、その2分の1をお願いすることによって80円という単価になっております。それとステージ部門でも1番ご利用があった、あまり数は少ないのですけども、踊りの練習とかそういういろんな発表会の関係のステージ部門関係の練習等に利用された経緯はございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第85号は、総務文教常任委員会に付託いたします。お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第85号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって議案第85号は、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第27、議案第86号、長与南交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第86号は、総務文教常任委員会に付託いたします。お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第86号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって議案第86号は、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第28、議案第87号、長与駅コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第87号は、総務文教常任委員会に付託いたします。お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第87号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月19日までに審査終了するよう期限をつけることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって議案第87号は、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第29、議案第88号、長与町老人福祉センター「丸田荘」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第88号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。お諮りします。ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第88号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって議案第88号は、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

ここで15時30分まで休憩いたします。

(休憩 15時14分～15時30分)

○議長(内村博法議員)

休憩前に引き続いて、会議を再開いたします。

日程第30、議案第89号、平成28年度長与町一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

吉岡議員。

○15番(吉岡清彦議員)

ちょっと2、3点、説明書の29ページの上の方の町道整備が1,000万ありますけれども、それについての場所とか内容。それで下の方の公園整備が420万ありますけど、それについての内容、場所。それと31ページの工事請負で行政無線、デジタル化のところによる295万ですか。先ほどから同僚議員も質問しておりましたけど、これがどういう形の追加工事なのか、子機、戸別の何か出ておりましたけど、そういう部

類にも入っているのか。もし入っていれば費用等がどれくらいかかるのか。それと下の段の無線室、これは役場内に置くのか、どこなのか。どういう形でこれが工事として、場所的なことをお願いしたいと思います。大きな点で3つです。お願いします。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

では、1点目の28、29ページの1番上の段8-2-2-15の分、工事請負費についてお答えをいたします。この1,000万につきましては、10月に学校、PTA、コミュニティ、民生委員、こちらの方から道路の要望箇所、危険箇所のご指摘をいただいております。その分が町道で約90カ所ご指摘をいただいておりますので、この分につきまして現場を確認いたしましたところを早急にしないといけない所が約60カ所ございます。これについては早急に対応したいというふうに考えておりました、その分で1,000万計上をいたしております。続きまして、8-5-5-15、工事請負費420万。公園整備工事費でございますが、この分につきましては中尾城公園の水道の部分が漏水をしているという状況でございまして、その分の整備工事費の分、それと先ほど申しましたご指摘の部分が町道以外の分、公園の部分もございまして、この分もご指摘の分につきましては早急に対応したいと考えておりました、合わせて420万計上をさせていただきます。うちの所管については、以上です。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

続きまして、防災行政無線のデジタル化整備工事並びに無線室設備工事でございますけども、30ページ、31ページになります。9款消防費1項消防費2目消防施設費の15工事請負費になっておりますけども、まず、防災行政無線デジタル整備工事でございますけども、これにつきましては、子局の数とかなんかは変更ございませんで、一応64局で、親局が1局ということで、この工事ではなくて、実は再送信の子局が3局ございまして、そこに電波等の障害を発生しますので、それを防ぐためにフィルターの設置ということが主な工事内容でございます。また、その他配線並びにいろんな直流電源の設備等も精算をした上での、今回の補正のお願いということになっております。

次に無線室でございますけども、庁舎内の3階に無線室がございまして、実はここに新たに設備という形で親卓の方を設置しております。これにつきましては、部屋の上昇温度を防ぐために今回業務用のエアコンを設置の工事をお願いしているところでございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

大体わかりました。そのデジタルのところですけども、戸別にしたときにどれぐらい費用がかかるのかというのは、もしわかっていたら、これから申請なんかもひょっとしたらあると思います。ニュータウンなんかも結構そういうのは出ているわけですけども、そういうのはわかっていますか。もし費用なんかが、もしするときはですね。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

子局ということで理解してよろしいでしょうか。子局の場合には、約300万ぐらいかかります。これにつきましては、設置する場所等によっても変わってきますけども、一応平均的に300万ということで考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

吉岡議員。

○15番（吉岡清彦議員）

今ちょっとびっくりしたけど、先ほどの子局と戸別か僕もちょっとよくわからないで、大きさに言ったけども、各家庭なんか聞きにくいから、先ほどの同僚議員の中では、いろいろ検討してもいいというような答弁もあつたからちょっとその件で各家庭にする場合の費用なんかがする時にはいくらぐらい、線なんかを入れてかかるのかというのを聞いたわけですけど。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

戸別受信機の設置ということでよろしいですか。本体自体が約4万5,000円かかっております。それに諸経費を入れますと約7万8,000円ということで、これは外部アンテナ等を設置したことになります。直接デジタルの受信可能であれば4万5,000円とことになっております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

竹中議員。

○16番（竹中悟議員）

それでは、3点ほど。説明書23ページの臨時福祉給付金ですね。これについての想定人数並びにもう少し詳しい説明をお願いしたいですね。それとあと25ページの健康診査委託料ですか。380万ですね、これの想定の人数、それから31ページの町営住宅の補修工事、これの400万の内訳、この3点をお願いします。

○議長（内村博法議員）

森川福祉課長。

○福祉課長（森川寛子君）

まず23ページの臨時福祉給付金の件でお答えをいたします。消費税が10%になるのが平成31年10月ということですので、平成29年4月から31年9月までの2年半分の食料品支出額増加分として給付されるものになります。1人につき1万5,000円で、支給対象者は6,800人を想定しております。以上です。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

30ページ、31ページの1番上の部分の町営住宅補修工事費400万につきまして、ご説明いたします。この部分につきましては、当初予算で3,209万8,000円をつけていただきまして、この部分はすべて補助対象部分ということで、この前、入札がおりまして契約を済んでいるところでございますが、当然、足場を組みますので補助対象外、例えば雨どい工事だったりとか、それと壁と屋根のコーティング、こちらの方が補助対象外となっておりますので、当然、足場を組みますので、補助対象外でありますが一緒に工事をした方が足場をまた組まなくていいということで、今回一緒に工事したいということで、今回計上させていただきました。以上です。

○議長（内村博法議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

24ページ、25ページの委託料、健康診査委託料になりますけども、これにつきましては、9月の執行残、執行済額、27年そして28年の執行済額の比較をしたところ3%ほど上回っております。今、40歳、50歳、60歳の方に個別通知とかをしております。毎年、増加をしております。それを見越して今回の補正をお願いしております。以上です。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第89号は、総務文教常任委員会に付託いたします。お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第89号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第89号は、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第31、議案第90号、平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。



質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第90号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。

お諮りします。ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第90号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第90号は、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第32、議案第91号、平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第91号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。

お諮りします。ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第91号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第91号は、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第33、議案第92号、平成28年度長与町下水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第92号は、産業厚生常任委員会に付託いたします。

お諮りします。ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第92号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって議案第92号は、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第34、議案第93号、長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田慎一君)

では、議案第93号、長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する

条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。今回の改正は、職員の育児及び介護支援に資する労働環境整備を目的としました育児休業などにおける対象者の拡大、介護休暇の分割取得、介護時間の新設につきまして、地方公務員の育児休業等に関する法律など関連法の改正に伴い、国家公務員に準じて所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、多様な家族形態の変化に対応するため育児休業等の対象となる子の範囲を法律上の親子関係がある子から特別養子縁組の看護期間中の子等にまで拡大すること。多様化する介護状況に柔軟に対応するため、六月の期間内において、介護休暇の取得回数を3回まで取得可能とすること。勤務時間の一部を1日につき2時間の範囲において、勤務しないこととする介護時間を新設するものでございます。なお本条例第1条の規定は、平成29年1月1日から施行し、第2条の規定は平成29年4月1日から施行するものとしております。以上が提案の主な内容でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（内村博法議員）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

ちょっと提案理由の条例改正の中での条文中に少し気になると思いますか、どう解釈すればいいのかと思いますので質問させていただきます。1番最初に出てくるのが、第8条の3の項の8行目の中で、同条第2項中、前段中「日常生活を営むのに支障がある者」を今回「要介護者と改める」とこの文言がずっと後で出てくるのですが、これが要介護者という解釈が、介護保険で言いますと要介護というふうな認定を受けたのが要介護者になると思うのですが、改正前の「日常生活を営むのに支障がある」となると、要介護者ではなくてもそういうふうに対応ができるのかなと。ただ単にこの要介護者となるとその認定を受けないと、この介護休暇というのが取れなくなるのか、ちょっとそのへんがよくわからないもので、要介護者の解釈の仕方をちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

この場合の要介護者、それと介護保険にかかる要介護者というのは連動はしておりません。こちらで今、上程をしております条例の要介護者分については、無給ということになっておりますので、議員の質問の趣旨の要介護者というのは、介護保険の要介護者とは違うものということでございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

それと介護休暇を取る場合に、要介護が必要な方というのはあくまでも個人がそういう事情でという申請をすれば取れるというふうに思っているのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

そのとおりでございます。

○議長（内村博法議員）

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となつています議案第93号は、総務文教常任委員会に付託いたします。

お諮りします。ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第93号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第93号は、12月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第30号、発委第3号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

饗庭議会運営委員長。

○5番（饗庭敦子議員）

発委第3号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。現在、全国の町村議会が抱えている問題の1つとして、地方議会の重要性が論じられる中、町村議会では議員のなり手不足が深刻化していることでもあります。昨年行われました統一地方選挙におきましては、全国928ある町村のうち、およそ4割にあたる373町村におきまして議員選挙が行われました。そのうち2割以上にあたる89町村では無投票当選となり、中でも4町村では定数割れという状況でございました。ご承知のとおり議員を退職した後の生活の保障も基礎年金しかありません。こうした状況におきまして、今後の議会を担う若い世代の方々に立候補を期待しても、サラリーマンの方々につきましては加入していた厚生年金も議員の在職期間は通算されず、老後に受け取る年金も低くなってしまふのが現状でございます。住民の代表として、議会がこれまで以上にまちづくりにしっかり関わっていくためには、幅広い層の世代の方々が議員をやろうと思うような環境を作っていくかなければならないものと思います。そのためには地方議会議員の年金制度をこの時代にふさわしいものにする事で、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えております。

以上の提案理由で提案いたします。

○議長（内村博法議員）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています発委第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、発委第3号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから発委第3号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発委第3号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。なお、本意見書の提出先については議長に一任願います。

これにて本日の日程は終了いたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（散会 15時53分）